

令和2年第2回鬼北町議会定例会

令和2年6月11日（木曜日）

○議事日程

令和2年6月11日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 承認第1号 町長の専決処分（鬼北町税条例等の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第7 承認第2号 町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第8 承認第3号 町長の専決処分（鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第9 承認第4号 町長の専決処分（鬼北町税条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第10 承認第5号 町長の専決処分（鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第11 承認第6号 町長の専決処分（鬼北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第12 承認第7号 町長の専決処分（令和2年度鬼北町一般会計補正予算（第1号））の承認について
- 日程第13 承認第8号 町長の専決処分（令和2年度鬼北町一般会計補正予算（第2号））の承認について
- 日程第14 承認第9号 町長の専決処分（令和2年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））の承認について
- 日程第15 議案第36号 鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第37号 鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第38号 工事請負契約（鬼北町公営住宅栄町団地新築工事B棟）

の締結について

- 日程第 1 8 議案第 3 9 号 財産の取得について
- 日程第 1 9 議案第 4 0 号 令和 2 年度鬼北町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 0 同 意 第 2 号 鬼北町固定資産評価員の選任について
- 日程第 2 1 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 2 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 3 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日 程 第 6 承 認 第 1 号 町長の専決処分（鬼北町税条例等の一部を改正する条例）の承認について
- 日 程 第 7 承 認 第 2 号 町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日 程 第 8 承 認 第 3 号 町長の専決処分（鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日 程 第 9 承 認 第 4 号 町長の専決処分（鬼北町税条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第 1 0 承 認 第 5 号 町長の専決処分（鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第 1 1 承 認 第 6 号 町長の専決処分（鬼北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第 1 2 承 認 第 7 号 町長の専決処分（令和 2 年度鬼北町一般会計補正予算（第 1 号））の承認について
- 日程第 1 3 承 認 第 8 号 町長の専決処分（令和 2 年度鬼北町一般会計補正予算（第 2 号））の承認について
- 日程第 1 4 承 認 第 9 号 町長の専決処分（令和 2 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号））の承認について
- 日程第 1 5 議案第 3 6 号 鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 日程第16 議案第37号 鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第38号 工事請負契約（鬼北町公営住宅栄町団地新築工事B棟）  
の締結について
- 日程第18 議案第39号 財産の取得について
- 日程第19 議案第40号 令和2年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 同意第2号 鬼北町固定資産評価員の選任について
- 日程第21 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第22 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第23 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 高橋 聖子 | 2番 中山 定則  |
| 3番 末廣 啓  | 4番 山本 博士  |
| 5番 赤松 俊二 | 6番 松下 純次  |
| 7番 芝 照雄  | 8番 福原 良夫  |
| 9番 程内 覺  | 10番 松浦 司  |
| 11番 山崎 保 | 12番 渡邊 眞次 |

○欠席議員（なし）

○議会事務局

議会事務局長 佐竹 誠 書 記 鶴井 留美

○説明のため出席した者

|               |              |
|---------------|--------------|
| 町 長 兵頭 誠 亀    | 副 町 長 井上 建 司 |
| 総務財政課長 高田 達也  | 企画振興課長 二宮 浩  |
| 町民生活課長 谷口 浩 司 | 保健介護課長 芝 達 雄 |
| 環境保全課長 森 明    | 日吉支所長 那須 周 造 |
| 農林課長 松本 秀 治   | 建設課長 上田 司    |

水道課長 上田 司  
教 育 長 松 浦 秀 樹  
農業委員会会長 川 平 定 計  
代表監査委員 上 甲 康 夫

会計管理者 古 谷 忠 志  
教 育 課 長 渡 邊 甫  
農業委員会事務局長 松 本 秀 治

○副議長（福原良夫君）

起立願います。

礼。

○議長（渡邊眞次君）

ただいまから、令和2年第2回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（渡邊眞次君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

皆さん、おはようございます。

令和2年第2回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が世界中で記録的な猛威を振るい、国内においてもいまだ感染者が増えている状況であります。

ここに、改めて、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、罹患された方々の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

本町におきましても、町民の命と健康を守ることを最大の使命とし、不要不急の外出自粛の呼びかけや、小・中学校の休業、町関連イベントの中止や延期、公共施設の休館等を行ってまいりました。

町民の皆様には、日常生活において様々な制約をお願いし、その負担は計り知れないものがあり、御協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大は落ち着きを見せてはおりますが、ひとたび感染が再発すると制御が難しいことから、今後は、感染防止対策を行いながら、感染の再流行に対し万全の備えを期すとともに、社会活動・経済活動の再開を模索し、両立させていくことが肝要であると認識しております。

加えて、誹謗中傷の顕在化に鑑み、差別をなくする心の対策、また傷ついた心のケアへの支援策の必要性を感じております。

本定例会には、そのような新型コロナウイルス感染症対策に必要な多様な施策を含めた補正予算案を計上いたしております。

現在、新型コロナウイルス感染症対策に関し、国や県による多様な支援策が実施・検討されておりますが、町といたしましては、そのような動向を見極めながら、さらに必要なものについては、臨機応変にスピード感を維持しながら対応してまいりたいと考えております。

議員各位のおかげをもちまして、この数か月間、コロナ対策に係るあらゆる施策についてスピード感をもって事業推進できました。それぞれの適切な時期において御理解、御協力をいただきましたことに、改めて御礼申し上げます。

加えて、今後の対応にも変わらぬ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の定例会には、専決処分に伴う条例の改正 6 件、専決処分に伴う一般会計補正予算 2 件、特別会計補正予算 1 件、条例の一部改正 2 件、工事請負契約の締結 1 件、財産の取得 1 件、一般会計補正予算 1 件及び同意案件 1 件を提案いたしております。

以上、御審議のほどよろしくようお願い申し上げまして、令和 2 年第 2 回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第 127 条の規定により、10 番、松浦司議員、11 番、山崎保議員、以上の両議員を指名します。

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日 1 日間としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日 1 日間と決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長から、令和元年度鬼北町一般会計繰越明許費繰越計算書と令和元年度鬼北町一般会計事故繰越し繰越計算書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

次に、地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、環境保全課、日吉支所、企画振興課の所管に係る定期監査、及び令和元年度実施の公園施設整備事業下鍵山遊具整備工事ほか4件の事業に係る随時監査、並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和2年2月分、3月分、4月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しをお手元に配付しております。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、令和元年度鬼北町教育委員会点検・評価報告書の提出がありましたので、配付しています。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町長から鬼北土地開発公社の経営状況を説明する資料として、令和元年度決算に関する書類と令和2年度予算に関する書類を配付しております。

なお、この決算は、理事会において承認済みのものです。

また、株式会社森の三角ぼうし、株式会社日吉農林公社、株式会社日吉夢産地。それぞれの経営状況を説明する資料として、令和元年度決算に関する書類及び令和2年度事業の計画に関する書類が提出されましたので、配付しております。

なお、この決算及び事業の計画等は、通常総会において承認済みのものです。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき報告します。

別紙をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日、会議事件説明のため、出席を求めている者を報告をします。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告では、3月議会定例会以降の行動状況を提示いたしております。

3月17日、県庁を神野、八矢両副知事を訪問して以降、3月、4月、5月におい

て、宇和島市、松野町を除く松山などの県内、そして県外出張は1件もございませんでした。この期間は、県内各種団体では、総会の時期であります、全て書面決済、書面総会という形式でありました。

これから先、現在のコロナショックの直近の影響だけでなく、夏場以降における関東方面へ上京しての要望活動など、1年を通した行政行動及び事業推進について不透明である部分が多々あることが予想され、影響が長引く可能性が高いことに危惧をしているところであります。

行政施策事務について、1件報告します。

国からの特別定額給付金1人10万円の支払いについて、5月11日に申請手続を開始しまして、5月15日、振り込みが1億2,300万円、全体の12%、5月21日までの振り込みが4億7,740万円、全体の60%、5月末日までの振り込み完了が8億2,050万円、全体の82%、昨日までの給付額が9億6,100万円、全体の95%が完了いたしております。

これから先の残り5%、約200世帯分、456名分については、長期入院をされ、自宅を留守にされている独居老人の方や、目や耳の御不自由な方などにおいて給付情報が到達してないことも想定し、きめ細かく確認作業を進めるよう指示をしているところであります。

また、先ほども申し上げましたが、町内の企業において、コロナウイルス感染症が発生した後、濃厚接触者、そしてその御家族、それを取り巻く地域、中学校、高校、関係会社などにおいて、いわれなき差別、誹謗中傷が顕在化してきました。これから先において感染の第2波、第3波の来襲に備え、これまで以上に病院関係者をはじめ、日常生活に必要不可欠な方々への感謝の意を伝え、さらに、もし感染者が発生した場合でも、収束において、誰もが「ただいま、お帰り」と言えるような地域社会を目指し、シトラスリボン運動を展開しております。

既に、PTAや婦人会の方々にも運動に参加していただいております、人権尊重という観点を前面に出して、町民相互の運動展開を目指したいと考えております。御理解、御支援のほどお願いをいたします。

そのほか、事業、会議について省略をいたしますが、時系列の資料にて御確認いただきますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

引き続き、令和元年度鬼北町一般会計及び特別会計に係る出納閉鎖の状況につきまして、お手元に配付しております資料により、会計管理者が説明を申し上げます。



○会計管理者（古谷忠志君）

令和元年度予算に係る出納閉鎖を去る5月31日に行いましたので、その概要について、お手元に配付しておりますA3の資料、令和元年度鬼北町出納閉鎖の概要で御報告いたします。

まず、一番上の段、Aの欄ですが、一般会計につきましては、予算現額88億178万4,000円に対しまして、収入済額は78億3,259万6,024円で、予算に対する執行率は88.99%、また、支出済額は76億8,679万5,391円で、予算に対する執行率は87.33%となりました。よって、一般会計の収支差引繰越額は、1億4,580万633円となります。

続いて、右端備考の当年度欄をご覧ください。

令和2年度に繰越明許費として13事業、4億28万5,000円、事故繰越しとして3事業、4億589万7,000円を繰り越ししております。内容につきましては、本日、別途に配付されております令和元年度鬼北町一般会計繰越計算書で後ほど御確認ください。

なお、この繰越事業に充当する一般財源は、3,940万9,000円ですので、令和元年度一般会計の実質収支は、1億639万1,633円となります。

次に、特別会計について御報告いたします。

特別会計につきましては、収入済額、支出済額、収支差引繰越額は、それぞれこの表の内訳のとおりとなっております。特別会計9会計の収支差額、収支差引繰越額の合計は、bの欄にありますとおり、1億1,712万4,247円となります。また、右端備考の当年度欄、内訳のとおり、繰出し、繰入れを行っており、一般会計の繰出金合計が2,998万6,655円。一般会計からの繰入金の合計が5億3,675万4,157円。国保会計からの繰入金が1,661万5,000円となっております。

一般会計と特別会計の合計は、予算現額124億6,075万9,000円に対しまして、収入済額は、113億3,968万5,449円で、予算に対する執行率は91%となります。

また、支出済額は、110億7,676万569円で、予算に対する執行率は88.89%となり、収支差引繰越額は、2億6,292万4,880円となります。

次に、下段のその他の欄の基金額につきましては、3月31日現在で、収支差引繰越額は、22基金合わせて48億6,191万3,938円となっております。

同じく、歳計外現金につきましては、収支差引繰越額1,629万9,720円ですので、基金歳計外現金の収支差引繰越額は、合計で48億7,821万3,658円と

なります。

以上、令和元年度予算に係る出納閉鎖の概要の報告とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、末廣啓議員、中山定則議員、山本博士議員の3名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず3番、末廣啓議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

末廣議員、質問1についての質問を行ってください。

○3番（末廣 啓君）

議席番号3番、末廣啓でございます。

通告書のとおり、2件、一問一答方式で質問をいたします。よろしくお願いいたします。

質問1、鬼北町保有施設の現状、今後の対応について質問します。

今年2月下旬頃より、新型コロナウイルスの感染が発生し、外出自粛や店舗の時短営業などが要請されたところであります。

鬼北町には、道の駅森の三角ぼうし、日吉夢産地、また4月にオープンしたばかりのアエレールきほく等があります。

そこで、下記のことについて問います。

(1) 3月以降、道の駅2か所の入込客数はどのような状況か。

(2) 野菜等、農産物を出品している生産者は売上げ等で打撃を受けていると思うが、救済策はあるか。

(3) 新型コロナウイルスが終息した時点で、道の駅は効果的なイベントを打つべきと考えるが、すぐに対応できるよう内容等について検討はしているのか。

(4) アエレールきほくについては、4月にオープンしたばかりですが、町内外へのPRを兼ねたオープンイベントの中止を余儀なくされました。再度オープンイベント的なものは検討しているか。

この4点、お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第1番目の町保有施設の現状、今後の対応についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の3月以降、道の駅2か所の入込客数はどのような状況かとの御質問でございますが、森の三角ぼうしの3月から5月までの入込客数は、今年が5万8,664人、昨年が6万8,677人で、1万13人減となっており、14.6%の減であります。また、日吉夢産地の3月から5月までの入込客数は、今年が5万4,667人、昨年が7万2,555人で、1万7,888人減となっており、24.7%の減であります。

次に、2点目の野菜等、農産物を出荷している生産者は売上げ等で打撃を受けていると思うが、救済策はあるかとの御質問でございますが、現在、国が実施している持続化給付金の対象に個人農家も含まれることとなっております。内容といたしましては、税務申告をした農業者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今年のいずれかの月の事業収入が、昨年の税務申告した年間事業収入を12で割った額の50%以下であれば、上限100万円まで給付されます。

また、町単独事業といたしまして、国の給付金の対象とならない方で、町が認定している認定農業者、認定新規就農者、町の農業研修修了者で、町内に住所を有し、町内で営農活動を行い、町税等を滞納していない農業を生業としている農家を対象に、1年間の農業に係る売上げが、前年度1年間と比較して20%以上、50%未満減少している農家に、上限25万円を給付することといたしております。

次に、3点目の新型コロナウイルスが終息した時点で、効果的なイベントを打つ対応の内容等について検討しているかとの御質問でございますが、2つの道の駅に対して、新型コロナウイルスの復興イベント等実施のために100万円の予算を計上しており、終息した時点で効果的なイベント等を開催できるように準備を進めていきたいと考えております。

次に、4点目のアエレールきほくの町内外へのPRを兼ねた再度のオープンイベント的なイベントの開催を検討しているかとの御質問にお答えをいたします。

アエレールきほくの開館及びオープニングイベントにつきましては、3月15日に予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響から、イベントを中止し、5月12日まで閉館していたところであります。

現在は、愛媛県の警戒レベルが感染対策期から感染警戒期へ移行されたことを受けて、5月13日にオープンをし、「はじめの一步、仲間たちの世界より」と題し

て、町内外の皆さんの絵画や写真等を展示しているところであります。御質問の再度のイベントの開催につきましては、当初予算において、近永駅周辺賑わい創生事業の一環として、イベント開催経費の予算を計上しているところであります。コロナ終息が見えた時期を見図らって、アエレールきほくのPRを含めたイベントの開催をする予定といたしております。

以上で、末廣啓議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問1、（1）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

今ほど道の駅2か所について入込客数、数字をいただきましたが、14%と24%の減であるということ、これは想定内の数字でしょうか、そこを伺いたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長のほうから答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

想定内かという御質問であります。ある程度、ああいったコロナの状況でありますので、減るだろうというふうに思っておりましたので、想定内というふうには考えております。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

はい、了解です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問1、（2）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

ございません。

○議長（渡邊眞次君）

質問1、（3）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

3番、4番一緒なんです。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問1、（3）（4）を同時に一緒にして質問してください。

○3番（末廣 啓君）

再度のイベントについては、検討中ということで、100万円の予算とか計上されておるみたいですが、内容については、検討中ということですか、分かれば教えていただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長のほうから答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

復興イベントということで、人を集めるような保守的なこともあろうかと思ひますし、今までできなかったグリーンフェスティバルですとか、いろんなことも合わせたようなイベントということも考えております。

また、もう1点は、人を集めるフェスティバル的なお祭りのことやなく、例えば特典を付けるとか、そういったようなこともできるのではないかというふうに考えております。細かい具体的なことは、まだ考えておりません。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問1については了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了承します。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、質問2についての質問を行ってください。

○3番（末廣 啓君）

質問2、町職員の分散勤務についてお伺いします。

県内市町初の試みとして、職員の分散勤務を5月11日から実施していますが、状況はどうか。下記のことについて問います。

(1) それぞれの業務に支障は出ていないか。また、行政機能の低下につながっていないか。

(2) 職員個別への面会を希望して来庁する住民もあると思うが、住民の反応はどうか。

(3) この態勢はいつまで続けるのか。

3点質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第2番目の町職員の分散勤務についての御質問にお答えいたします。

今回の職員の分散勤務につきましては、職員に感染者が出た場合、従来の執務空間では、その職員が所属する課の職員全員が濃厚接触者となる可能性があり、2週間の自宅待機等の措置が必要となること、また、消毒等により、数日間執務フロアが使用できなくなり、住民サービスを提供できなくなる状況が発生するおそれがあることから、5月11日から、本庁・別館・日吉支所・防災センター等に職員を分散配置しているところであります。分散に当たりましては、原則として、それぞれの課の職員のうち、管理職及び係員を分散することとして配置いたしております。

まず、1点目のそれぞれの業務に支障は出ていないか。また、行政機能の低下につながっていないかとの御質問についてであります。職員を分散配置したことによって、同じ課に属する職員がそれぞれ別の場所で勤務をしておりますので、その都度協議したり、命令したりすることができなくなるなど、業務を行う上で不便な点は少なからずあるものと認識しております。

しかしながら、先ほど答弁いたしましたように、分散配置は、住民サービスが提供できなくなる事態を回避するために行う措置でありまして、分散に当たっては、業務パソコンを移動先に配置するなど、最低限の業務は遂行できる体制といたしております。また、起案書等の決裁等におきましても、各課において事務の停滞が生じないよう工夫しており、大幅な行政機能の低下にはなっていないものと認識いたしております。

次に、2点目の職員個別への面会を希望し、来庁する住民の方々もあると思うが、住民の反応はどうかとの御質問であります。せっかく来庁されても、担当職員がほかの部署で勤務しており、面会できない状況もありましたが、要件をお伺いし、丁寧に対応させていただくことで、来庁者の皆様にも、分散勤務の趣旨を十分に御理解いただけているものと考えております。

次に、3点目のこの態勢はいつまで続くのかとの御質問ありますが、愛媛県におきましては、5月14日に、全国的に緊急事態宣言が解除されて以降、5月31日までの警戒レベルを警戒期と位置付け、県外や3密の場への外出自粛を要請してまいりましたが、6月1日からは、警戒レベルを警戒期から縮小期への移行期間とし、県外への外出注意とするなど、徐々に社会経済活動に力点を向け、要請行動を緩和してきております。

また、県内においては、現在のところ、松山の病院で発生したクラスター以降、大

規模な感染例もございませんので、6月15日から、分散勤務を平常の勤務体制に戻したいと考えております。なお、感染拡大の第2波、第3波も懸念されておりますので、今後、いつでも分散勤務に移行できるように準備しておきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、末廣啓議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問2、（1）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問2、（2）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、質問2、（3）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

この分散勤務については、非常に愛媛県の市町で初めての試みで、非常に画期的で理にかなった対応である、私自身も賛成をしているところですが、ただ職員の中に無理が生じていないかという観点から質問をさせていただきました。

来週から元の態勢に戻すというふうな今答弁をいただきましたが、6月19日からは自粛も緩和されて、町内の方、また役場職員の方も県外への行き来が多くなってこようかと思えます。

そういう観点からすると、第2波、第3波が発生する可能性は非常に高いんじゃないかなと考えております。

せっかく今までこの分散勤務でやってこられて、感染者も出なかった訳ですけども、先ほど答弁にもありましたように、大幅な業績の低下にもつながっていないし、住民も面会できないこともあったが理解してもらっているというふうな答弁をいただきました。

第2波、第3波の心配もある訳なんで、今までやってきたことが15日から戻すと、また意味がなくなるんじゃないかな、今までやってきたことが意味がなくなるんじゃないかなと感じます。

もうしばらく、例えば6月いっぱいとか、もうしばらくこの態勢を続けても住民に

支障があまりないんだったら続けてもいいんじゃないかなと考えますが、町長のお考えをお聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

6月15日からという決断につきましては、直近の災害対策本部において、現在の県内の状況と、後は、町内の保健師等において今の状況、ただ、それぞれの会議、またそれぞれの庁舎内における入るときの感染予防のいろんな作業というのものも、これまでどおりやっていく訳でありまして、その分については、ある程度の感染防止対策になっているだろうとは思っております。

それと、6月19日以降、多分この移行期間から何らかの報告があるんじゃないかなと期待をいたしておりますけども、ただ災害対策本部の中では、県内、また県外の出張についても、ある程度の見直しも必要んじゃないかなというふうな意見も各課長のほうからも出ておりますし、再度1年間の必要な部分についてチェックをし、なるべく県外の出張についても、感染のリスクを下げるというふうな目的のために検討してまいりたいと思っております。

ここ1か月程度の国、県の状況を見ますと、やはりコロナを完全に防ぐというよりも、コロナといかに闘って経済を復興するかというふうな向きもある訳でありますから、現在の各課の分散業務において各担当者、スタッフが苦勞しておる分も、また元に戻して、それぞれの業務に、公共サービスをなるべく少しでも高いレベルの1年間の業務を遂行したいというふうな目的のために元に戻すということで御理解いただきたいと思っております。もちろん第2波のときには、すぐに対策本部を立ち上げて、協議をして、職員もこのノウハウが分かった訳でありますから、すぐにそのような対応をしてくれるというふうに期待をいたしております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、末廣議員、質問2については了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）



これで末廣啓議員の質問を終わります。

本日の会議は、コロナウイルス対策のため、小まめに休憩をとり、空気の入替えを行いたいと思います。

それでは、これから休憩にします。

再開を9時50分とします。

休憩 午前 9時40分

---

再開 午前 9時50分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

中山議員、質問1についての質問を行ってください。

○2番（中山定則君）

議席番号2番、中山定則です。

先の通告のとおり、一般質問を行います。4問、質問いたします。

質問（1）新型コロナウイルス感染拡大による町内への影響と対策について、6点質問します。

1点目、全国的な休業要請等で経済活動が停滞し雇用情勢が悪化していますが、町の就業者にも影響が出ているか、個人住民税の特別徴収の状況はどうかについて質問をします。

2点目、鬼北町企業応援給付金の申請状況について質問します。

3点目、町内の道の駅の売上げが大幅に減少していると聞くが、支援策を検討しているのかについて質問します。

4点目、特別定額給付金による町内の消費拡大効果は表れているか。

5点目、地域の農林産物の消費拡大のため、食育推進事業費を増額する考えはないか。

6点目、緊急事態宣言下、県内でもオンライン学習に取り組んだ町があるが、今後、鬼北町においても取り組んでいく考えはないか。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第1番目の新型コロナウイルス感染拡大による町内への影響と対策について、御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の全国的な休業要請等で経済活動が停滞し雇用情勢が悪化しているが、町の就業者にも影響は出ているか、個人住民税の特別徴収の状況はどうかとの御質問にお答えをいたします。

まず、町の就業者にも影響は出ているかとの御質問であります。町内の対象になった幾つかの企業においては、商工会に相談等があり、ハローワークを通じて雇用調整助成金を申請中であり、現在のところは、解雇された等の情報、相談は入っておりません。

次に、6月9日現在の個人住民税の特別徴収の状況についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したため、特別徴収義務者から、個人住民税の徴収猶予の申請が1件提出されましたので許可しております。

この制度につきましては、令和2年4月30日に、地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、同日から施行されたことにより、創設されたもので、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した事業者等について、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するほぼ全ての町税について、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収が猶予できるという特例であります。このほかに、町全体での同制度の申請による許可は、法人町民税で1件、固定資産税で1件、合計3件の申請があり、全て許可している状況であります。

次に、2点目の企業応援給付金の申請状況についての御質問にお答えをいたします。

企業応援給付金の申請受付は、商工会の御協力を得て取りまとめいただいております。申請を受け付けたのは、3件となっております。ただ、問合せは100件近くに上っており、これから増えてくるものと予想いたしております。

次に、3点目の売上の減少している町内の道の駅への支援策を検討しているかとの御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染拡大による影響が出始めた3月から5月末までの売上げにつきましては、森の三角ぼうしは、前年が9,106万4,000円、今年が7,407万9,000円で、1,698万5,000円の減となっております。また、日吉夢産地は、前年が8,481万4,000円、今年が6,954万5,000円で、1,526万9,000円の減となっております。経営的に非常に厳しい状況となっております。

売上げ減少に対する支援策といたしましては、地方創生臨時交付金を活用し、道の駅の集客回復を図るため、集客回復促進事業を創設し、2つの道の駅に100万円ずつ復興イベント等に要する経費の支援を行いたいと考えております。また、大消費地への野菜等の販売を強化するため、農産物外販強化推進事業の創設により、森の三角ぼうしに商品開発等に係る経費237万8,000円、夢産地に野菜等の外販に係る車両等の購入経費773万2,000円の支援を実施したいと考えております。

次に、4点目の特別定額給付金による町内の消費拡大効果は表れているかとの御質問ですが、特別定額給付金につきましては、その施策の目的として、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要があります、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならないと示されており、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこととして、全国民一律に10万円の給付がされているところであります。

このことから、特別定額給付金は、中山議員の御質問にある地域の消費拡大を最大の目的としたものではなく、また、交付された給付金の活用については、それぞれの家庭の事情がありますので、全てが消費の拡大にはつながらないものと考えております。

特別定額給付金の基準日は、4月27日ですが、本町においては、5,032世帯、1万66人が対象で、6月4日までに4,568世帯、9,240人、9億2,400万円を支給済みであります。

御質問の経済効果ですが、まだ支給を開始して1か月もたっていない状況や、緊急事態宣言は解除されたものの、不要不急の外出自粛要請が長く続いたことなど、町民の皆様も自粛ムードがある中でありますので、消費拡大が際立って見える状況ではないと考えております。

今後、新型コロナウイルス感染拡大が終息に向かう中で、国、県、町単独の経済活性化支援策を講じることにより、消費者マインドが徐々に回復し、経済への波及効果が見えてくるのではないかと考えております。

次に、5点目の食育推進事業費を増額する考えはないかとの御質問にお答えをいたします。

食育推進事業につきましては、当初予算で100万円の予算を計上しているところでありますが、今回、地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルスの感染拡大によって、売上げが減少した町内の農家の方が生産した農畜産物を学校給食で積極的

に使用したいと考えており、6月補正で100万円増額する予算を計上いたしております。

次に、6点目のオンライン学習に取り組んでいく考えはないかとの御質問であります。全国の学校においては、今回のコロナウイルスの感染拡大で急な学校休業となり、想像もつかないような混乱状態の中で、どの学校でも児童生徒の安全確保や学習指導に試行錯誤の状況となったものと思われまます。

そのような中で、県内の一部の私立及び公立学校が、今回の学校休業中にタブレット端末を活用した遠隔授業を行ったり、学習支援動画を作成し、CATVやYouTubeで放送・配信した旨が新聞報道やテレビニュースで取り上げられておりました。

当町では、児童生徒の運動不足解消を図るために、郡内の小・中学校の体育主任やB&Gスタッフが中心となり、ストレッチ運動等の動画を作成し、Uキャットで放送するとともに、各学校のホームページ上でも動画を見ることができるようになっていたところであります。

今後、コロナウイルス感染拡大の第2、第3波など事態の長期化が想定されており、再び臨時休校となる可能性も大きいことから、子どもたちの学習支援のために、遠隔授業が行えるような機器整備や体制づくりを検討していきたいと考えております。

国においては、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用や、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きいという理由から、令和元年度から、GIGAスクール構想を提唱し、児童生徒1人1台のコンピューターの整備を目指すよう全国の市町村に通知がなされておりました。

今回、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、遠隔教育などの実現を推進するため、県内でも整備済みの市町を除いた全ての市町が機器整備を行うことにしており、本町におきましても、国の補正予算を活用し、児童生徒1人1台のタブレット端末整備を行うため、6月補正予算に、備品購入費として小・中学校合わせて5,362万8,000円を計上しております。

以上で、中山定則議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問1、（1）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

先ほどの答弁で、就業者の状況、解雇はないというお話、そのお答え、それと個人の住民税の特別徴収の猶予1件があるということで答弁いただきましたが、特別徴収の状況なんです。特別徴収をしている事業所の数と従業員数の前年度比較、どうな

っているか分かればお答えをいただきたいと思います。

鬼北町平成22年国勢調査では、第一次産業が693人、14.6%。第二次産業、1,019人、21.4%。第三次産業3,034人、63.9%。第三次産業従事者のうち、医療、福祉関係にお進みの方が885人。卸小売業が704人。10年前のデータ、今年国勢調査なんです、22年国勢調査の状況です。ということで、第二次、第三次産業、かなりの方が住民税の特別徴収対象者じゃないかと思うんですが、すぐ分かれば答弁いただきたいし、分からなければ後日、御回答いただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

人数等については、持ち合わせてないと思っておりますので、後日の報告とさせていただきます。

○2番（中山定則君）

今回、特別徴収通知というか、通知されて、お金が入ってくるのが10日が期限だと思んですが、今回の状況で課税担当課のほう、概略でどうなのか、まだ影響は出てない、今後出る。今のところ解雇なしなので影響は出てないということで理解しているのかどうか、再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長から答弁をさせます。

○町民生活課長（谷口浩司君）

それでは、今の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、参考までに、令和元年度の特別徴収と普通徴収の収納率につきまして、御案内申し上げます。

特別徴収と普通徴収を合算した収納率は、平成31年度、令和元年度が99.5%となっております。それで、令和2年度の今年になりまして99.6%、年度で言いますけど、令和元年度につきましては、前年度ということであります。令和2年度は現年度ということになりますが、99.6%ということになりまして、収納率につきましては、0.1%伸びておりますので、現在収納率、普通徴収、特別徴収に合算しました町民税の収納率については、影響がないということで、雇用の情勢には影響はないと私は考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

それでは質問 1、（2）についての質問がありますか。

○2 番（中山定則君）

先ほどのお答えで 3 件の申請、問合せが 100 件というふうに聞いたんですが、予算上では法人 130 事業者、個人 180 事業者が想定をされています。予算化されて 1 か月がたちますが、申請が少ない理由について、それと国の持続化給付金の申請をされた事業者数を把握されているのかどうかについても質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

ただいまの質問 2 点あったと思いますけれども、持続化給付金が現在 3 件しかないという理由ということでございますけれども、まず今回、国の持続化給付金につきましては、50%以上売上げが減少したものに対して給付される、今回の町が単独で組みました応援給付金につきましては、50%以下 20%以上の国の救済にかからない方の措置として出しております。

少ない理由でございますけれども、国は 1 か月、前年同月の 1 か月分の減少をもって給付を申請できるということになっております。町の場合は、町の単独の今回の応援給付金につきましては、前年同月 3 か月分を集計した中での申請ということになっておりますので、現在、国の給付金のほうに問合せがある中では、20 件から 30 件の申請があったというふうに聞いております。

ただ、これは国のほうへの給付金につきましては、個人が直接の申請となりますので、商工会とか、町のほうでは把握はできません。全体の数字としては把握はなかなか難しいものであるというふうに考えております。

要は、給付が町にない理由を申し上げますと、そういった 1 か月の分で 50%落ちた方については、即座に申込みをされておる訳でございますので、町は 3 か月分ということにしておりますから、3 月、4 月、喫緊で言えば 3 月、4 月、5 月が売上げの減少になったのではないかというふうなことでございますので、今後 6 月、7 月にかけて、そういった 50%に満たない業者の方々が、今後、町への申請が出てくるというふうな関係で、現在のところは申請が少ないというふうなことで考えております。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

付け加えます。今課長が申しあげましたところが、実際のところであるんですけども、ただ申込みをする業者さんによって、例えば50%未満の方が、3か月で一番低いところをもらいたいときには、3、4、5よりも、4、5、6のほうが低いかもしれないと思われたときには、それを控える訳であります。ですから、行政側のほうが心配をするのは、このコロナウイルスの対策として経済行動がずっと停滞が続いた場合に、いかにこれを持続していくかということは、大変な事業になるだろう。この作業として苦しんでいらっしゃる方がいっぱいいらっしゃる。その50%まで行かないけども、50%未満のところ、そういったところの方がいらっしゃっても、3、4、5。4、5、6。1年間を通して一番低いところというふうなことを考えていらっしゃる方が一回しかもらえんのやったら、もうそういうことを考えるということは、これが長引く場合には、そこは町として、支援策として第2次と、第2回目の交付というのでも考えなければならなくなるのではないかなど。

中山議員さんの多分御質問には、そういう部分も含まれているんだと思うんですけども、今の段階でどこまで影響が拡大するかということが分かりませんから、現在はそこまでは手を打っておりませんが、今の正式な申込みが少ないというのは、そういう状況があるかということで想像をいたしております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

続きまして、質問1、（3）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

道の駅の売上げ減少について、支援策として、今回の補正予算に計上、100万円ずつの復興イベントと外販の支援としての予算を計上されていますが、今回の補正予算の計上で売上げがどの程度回復する見込みであるのかについて再度質問いたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

これによりまして、どれぐらい売上げが戻るかという予想なんです、なかなかこれは予想が付きませんので、コロナのいろんな関係もありますし、ただ、何も手を打たないということはできませんので、道の駅としましては、できることを想定しながら頑張っていくということで、想定というのはなかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。

○町長（兵頭誠亀君）

付け加えます。三角ぼうし、夢産地それぞれ社長、または取締役会で話を聞きまして、1年間を通して、また5か年としてどのようなものを対策として練っていくか、このコロナが入ったときに、三角ぼうしのほうでは新しいジャムとかいうふうな加工品のほうに手を尽くしたいと、その分を手を打って行って、販路というものを拡大したいというふうな話でありましたので、今一番それは要求があったものについては出しておる。また、夢産地については、これも今現在、松山三越のほうの前で外販活動をしておりますけども、その分の三越の経営の中身で、あそこで販売をすることがなかなか困難な部分がありまして、どうしても保冷の車が必要になってくるというのがあって、これが逆にできなければ、今まで以上の落ち込みが予想されるということでありましたので、ここについては、道の駅の支援ということで決定をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、続いて質問1、（4）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

特別定額給付金については、町の努力によりまして、ほとんど給付されているということで、町長から説明があったのが趣旨かもしれませんが、ある市では、できれば当市で使ってくださいというようなPRをされているところもあります。そのことだけ、今後の落ち着いた段階、今後の各種イベント等で使われるのかもしれませんが、そういうことがありますので、お伝えだけしておきたいと思えます。

○議長（渡邊眞次君）

答弁は要りますか。



○2番（中山定則君）

要りません。

○議長（渡邊眞次君）

それでは質問1、（4）については了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、続いて質問1、（5）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

質問1、（6）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

南予教育事務所管内でオンライン授業に対応するタブレット端末を配備する予算計上をしている市町が、新聞報道で今回の定例会に計上している市町がある訳ですが、鬼北町において緊急事態宣言下、保護者からの要望があったのかどうかについて伺います。

それと、今後、検討していくという答弁だったかと思うんですが、文部科学省のホームページを見ますと、ある市では、家庭のインターネット環境を確認して、かなり高水準であったので、オンライン学習を実施したという市があります。そういうことも含めた形で、家庭のインターネット状況等調査をして進められるのか、そういうことも含めて再度質問いたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

教育長から答弁をしてもらいます。

○教育長（松浦秀樹君）

失礼します。まず、最初のオンライン学習に関する保護者からの要望についてでございますが、その件については、1件も耳にしておりません。

それから、2件目の御質問、ネット環境の調査等をしてはどうかということですが、5月7日に町内の全小・中学生576名の保護者を対象に調査を行いました。その中で、自宅がネット利用可能な環境であると御回答いただいたのが87.5%でございます。

ました。また、ネット接続可能な端末を昼間等において児童生徒が自由に使用できると御回答いただいたのは、71.7%でございました。また、自宅がWi-Fi、無線LAN等で接続できるのは84.4%、またWebサイト、学校のホームページ等が印刷できるのは52.3%でございました。

以上のような結果になっております。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問1については了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問2についての質問を行ってください。

○2番（中山定則君）

質問2、第二次鬼北町長期総合計画の後期基本計画作成について、質問をいたします。

新型コロナウイルス感染の終息は、効果的なワクチンや治療薬の開発に時間がかかれば、数年かかるとの報道もあります。第二次鬼北町長期総合計画の後期基本計画作成に大きな影響があると考えられます。コロナ禍の中での災害時の避難所体制整備など、コロナ対策施策を盛り込む考えはないか質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第2番目の第二次鬼北町長期総合計画の後期基本計画作成についての御質問にお答えをいたします。

現在、長期総合計画において、推進施策として、防災・減災対策を掲げ、施策方針に避難体制の整備を挙げておりますが、コロナ禍の中で、災害時の避難所体制整備など新型コロナウイルス感染症対策については、記載しておりませんので、議員御指摘のように、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に関する体制を明記するとともに、必要な資機材の整備についても、計画に盛り込みたいと考えております。

併せて、鬼北町地域防災計画、避難所運営マニュアル等についても、適時見直し、間仕切り、消毒薬等の資機材の整備を行ってまいりたいと考えておりますので、御理

解いただきたいと思います。

以上で、中山定則議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○2番（中山定則君）

全国知事会の緊急提言にもあります、新しい生活様式を踏まえた社会経済活動の再考と再活性化の施策として、農林産物のネット販売支援策等について提言をされております。

こういう全国知事会提言についても、検討され、後期計画に入れたらどうかと考えますが、どうでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長のほうから答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

農林産物のネット販売ということで、それも入れたらどうかということなんですが、これにつきましても、細かく情報を収集しながら、今後どうするのかということを検討させていただいて、この場で入れる入れないということではなく、ちょっと勉強させていただきまして、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問2については了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、質問3についての質問を行ってください。

○2番（中山定則君）

質問3、適正な事務処理の確保について質問をいたします。

地方公共団体の不祥事、最近、愛媛県内でも入札に係る談合事件、事業者への支払いが遅れた事案、用途不明金の発生、情報公開に係る事案等が新聞報道されています。

地方自治体には、地方自治法、地方公務員法をはじめとする法令、各種ガイドラインといったルールがあり、また、監査委員監査などによるチェック体制も整備されています。

がしかし、適正な事務処理を確保するには、業務上のリスクを分析する必要があると思います。各課係で業務について業務マニュアル、チェックリスト等の業務手順書を作成して、リスクを分析することに取り組む考えはないか、質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第3番目の適正な事務処理の確保についての御質問にお答えをいたします。

近年、近隣市町においても、職員の不祥事が複数報告されております。本町においても、過去に事案が発生しており、その都度、職員の綱紀粛正に努めるとともに、発生原因の調査を検討し、再発防止を図っております。

特に、職員が担当事務の特性から、所管団体等の預金通帳を管理しておりますが、預金通帳と印鑑は別々の職員が保管し、預金の引出し等には、複数の職員が確認するなどのリスク低減に努めております。

また、行政職員による不祥事を背景に、地方自治法等の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行され、地方公共団体における内部統制制度が導入されました。

内部統制制度とは、行政サービスの提供などの事務を執行する主体である長自らが、組織の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保するものであります。毎年、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査に付し、議会に提出するとともに、公表することが求められています。

この内部統制に関する方針の策定は、都道府県知事及び指定都市の市長には、義務付けられていますが、指定都市の市長以外の市区町村長については、努力義務となっております。

内部統制は、業務に組み込まれ、組織内の全ての者により遂行されるプロセスであることから、全職員が主体的に取り組むことが求められ、継続的に見直しを行いながら構築していくものであることから、長期的な視点に立って取り組むべきであると考えております。

また、このような業務を行うには、専門的な知識も必要であり、直ちに、これに取り組むことは困難であると考えておりますが、近隣市町と情報を共有し、導入に向け検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、まずは、職員一人ひとりが、全体の奉仕者である公務員としての倫理をしっかりと持ち続けることが信頼ある行政を確立する一番の近道であると考えております。

いま一度、全職員に対しては、全体の奉仕者である公務員としての自覚を促すとともに、法令順守の徹底と向上を図りながら、適正な事務処理の確保に努めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上で、中山定則議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○2番（中山定則君）

不適正な事務の要因について、職員個人に起因するものとして担当者の知識や経験の不足。組織や業務執行方法に起因するものとしてノウハウや知識の蓄積の不足、システムへの過度の依存、業務の固定化等。職場環境に起因するものとして職員間の対話、相談の不足、組織的なサポートの不足、情報共有の不足等が考えられると分析している自治体があります。

今の答弁で、専門的な内部統制を行うに当たって専門的な知識が必要ということなのですが、まず職員が今どのように仕事をしているかを文章化することによって、そこにおける業務のプロセスの無駄、今までのやり方の不合理さなど、課係で十分にまず職員が自分の仕事の仕方を簡単に文章化する、それを職員が共有し、業務の有効性、効率性につながると思っています。

多くが人為的な単純なミス事故、人事異動業務の遅滞等による事故、結構多くあります。ということで、再度長期的視点ではなくて、今すぐにでも、各係で、係、担当が仕事をする訳なんですけど、担当の仕方を係で見っていく体制を作ってはどうかと再度質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

副町長のほうから答弁をさせます。

○副町長（井上建司君）

ただいま中山議員の御質問ありました件についてでありますけど、確かに中山議員が言われるような体制であることが理想であると思っております。ただ、先ほどの内部統制のシステムですか、そこらが都道府県あるいは指定市以外は義務付けじゃないという現実、それはどうしてかといいますと、私が考えるところによりますと、都道府県とか、県、大きな市あたりについては、担当の職員の持ち分というのは狭い範囲で深く事務を進めるという体制だと思うんです。

ただ、末端のうちのような小さい市町になりますと、それぞれの業務が多岐にわたってあって、浅く広くといいますか、そういうことがある。そういったことで、現在はコロナ対策とか、いろんな日々の業務の中で仕事に追われておる訳でありまして、改めて、こういったチェックリストを作るとか、マニュアルを作るとか、そういった

ことがなかなか難しいかなというふうに思っております。

だから、先ほど町長が申しましたように、今後、検討するというような答弁で中山議員も御理解をいただきたいなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○2番（中山定則君）

副町長が言われるのも分かるんですが、例えば引き継ぐ場合には引継書があると思います。引継書を作るには、どういうふうな業務をどういうふうにしていくか、現状、そして懸案事項等引継書に記載されると思いますが、私が言うのは、内部統制、法制化された件とか、政令指定都市に義務付けられている訳なんですけど、そこに至るまでとにかく文章化して仕事をして、次の人に残していく、あるいは係でそれを検討する、そういうところをしっかりとしていけば、先ほど言った単純ミスとか、こういうことをどうして、誰がどのようにして決めていったのかとか、そういうものがなくなっていくのじゃないかと思っておりますので、ぜひとも文章化、仕事を簡単に文章化する取組については、すぐでも始めていただけたらと思っております。

○町長（兵頭誠亀君）

多分、中山議員も分かっていらっしゃると思うんですけども、この内部統制の考え方というのは、今回の法改正の一番のポイントは、それを正しく評価されたと、されるべきだということで、多分御質問だと思うんですけども、この内部統制の考え方というのは、今始まったものではない。

今議員が言われましたように、1つの例で言えば、引継ぎについて、職員同士の引継ぎをしっかりしていくという中で、もっともっと体制といいますか、リスクを減らすためのゼロに近づくための行為ということでありまして、私が就任して以来、まだ現在のところ、職員のそのような不祥事についてはない訳でありますけども、それぞれの職員には綱紀粛正、またコンプライアンスの徹底ということを庁議、または職員会議等でもお話をし、協力をお願いしているところでありますので、またそういうところで今のところは御理解いただきたいなというふうに思っております。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

不祥事等が起こってから、人為的ミスが起こってからではいけないので、起こる前の予防ですので、再度、もう答弁は要りませんが、今担当がやっている業務の進め方について文章化、引継書にも使えるような形での文章化をしていくことを進めたらど

うかという提案をさせていただきますので、御検討よろしく申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、続いて質問4についての質問を行ってください。

○2番（中山定則君）

質問4、鬼北町シルバー人材センターについて質問をいたします。

1点目、正会員は、22名から増えたのかについて質問します。

2点目、仕事の受注はいつから始まるのかについて質問をします。

3点目、愛媛県シルバー人材センター連合会とは、どのような関係になるのかについても質問をいたします。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第4番目の鬼北町シルバー人材センターについての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の正会員は、22名から増えたのかとの御質問についてですが、設立当初は22名の方が入会されておりましたが、自己都合で1名退会をされておりますので、現在21名となっております。また、男女の内訳は、男16名、女5名となっております。今後の仕事の受注状況、内容等を見ながら追加募集したいと考えております。

次に、2点目の仕事の受注はいつから始まるのかとの御質問にお答えをいたします。

仕事は、4月から開始をしており、主な業務内容としては、草刈りの業務となっております。業務実績といたしましては、6月8日現在で、個人からの発注に係る業務が19件、法人からの業務が10件、町関係からの業務が5件で、合計34件の業務を請け負っております。

次に、3点目の愛媛県シルバー人材センター連合会とはどのような関係になるのかとの御質問であります。シルバー人材センター連合会は、都道府県ごとに設置され、鬼北町シルバー人材センターは、各市町村単位にある活動拠点として位置付けられております。連合会の主な役割としましては、活動拠点である各市町のセンターの円滑な運営を図るため、相談・協議・指導・育成をすることになっております。

また、鬼北町シルバー人材センターは、法人格を有していないため、派遣業法の許可を得ることができませんので、派遣に当たる業務を行う場合には、その受皿として、愛媛県シルバー人材センター連合会を利用させていただくことになっております。

以上で、中山定則議員の第4番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問1、（1）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

正会員につきましては、21名ということですが、センターの収支予算書では30名、それと町のホームページ、募集のままなのですが、4月以降に随時募集とあります。町のホームページについては、設立されたということで報告等されたらどうかと思います。

それで、募集をどのような形でされるのか、もうセンターのほうで当然されると思うんですが、それについても質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

募集の関係については、後で保健介護課長から答弁をさせますけども、私のほうから1点。募集のことを何回もお聞きになっていらっしゃるんですけども、私はシルバー人材センターに一番必要なのは、そこに参加をされた21名がいかにか自分のライフワークの中にこの作業といいますか、生きがいの気持ちをもって参加できるかということに私は集中していただきたいなど。そのために、21名の方に今はしっかりとシルバー人材センターの意義、また自分がそこにどのように寄り添っていくかということを感じていただきたいなど思っておりまして、それが徹底する前にどんどん募集をして、人間関係をもう一回再構築をするといったところまでの負荷はかけたくないと私は思っております。もしそこに余裕があったときに、もうどんどん入ってほしいねというふうな意見等もあることが予想されまして、そういう場合には、どんどん募集をしていきたい。それが新しくできた、それから今から10年、20年と継続をしていくための団体の在り方ではないかなと思っております。

以上です。

○保健介護課長（芝 達雄君）

それでは、私のほうから質問のあった件について御回答させていただきます。

ホームページの関係については、私どもの手落ちにより修正が漏れております。直ちに対応したいと思います。

次に、募集方法についてですが、基本は独立したセンターですので、センターのほうで募集になると思うんですけど、一応町からの案としては、回覧等の利用も可能であるということで、今後、追加募集が必要になった折には、回覧を利用したらどうですかという提案はさせていただいております。

その他、センターの事務所においては、総合福祉センターひまわり内にありますの



で、老人クラブの役員さん等も来庁されることもあると思いますので、そういった会議等の利用もしていくと思います。

以上で御回答とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、質問1、（2）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

仕事の受注の関係なんですけど、もう既にされているということですが、これ町内全域にそういう形のものが、シルバー人材センターでこういう仕事を請け負っておりま  
すという形のもので出されて、こういう受注体制になったのかについて質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

それでは、今質問のありました受注方法について説明をさせていただきます。

受注方法については、一応設立前から事務局のほうの事務局長のほうで企業が、それから老人クラブ等に回って、そういった業務を行いますよという啓発をしたりとかして  
おります。それに基づいて、また個人的な話から受注があったものとか、幅広く受注を受け付けて  
おります。

あと今後については、先ほどの会員の募集と同様に、回覧等を利用して、仕事の依頼を  
お願いするように考えておるところです。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問4、（2）については了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

質問4、（3）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

愛媛県シルバー人材センター連合会との関係ということで質問をした訳ですが、その答弁で、法人格を有していないと話がありました。それで、愛媛県内、公益社団法人、一般社団法人として許可されているシルバー人材センターが9団体、その他同趣旨のセンターが8団体設置され、8団体、多分ここは9団体だと思うんですが、設置されているというふうに県のシルバー人材センターのホームページというところに載っております。

3点の質問の関連で、鬼北町のセンターについては法人格を有しなかった理由について、最後に質問させていただきます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

これは今までも御説明させていただいたと思うんですが、法人格を有することについて、メリット・デメリットはそれぞれあります。ただ、デメリット・メリットを比較した場合に、やっぱりまだ最初であるという初期の段階であるということで、複雑な事務等を要する法人をいきなり立てるのではなく、事務が簡素化できる法人格なしでの運営をすることを当初から予定をしております、今に至っている状況です。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

これで中山定則議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

再開を11時とします。

休憩 午前10時49分

---

再開 午前11時00分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、山本博士議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

○4番（山本博士君）

議席番号4番、山本博士です。よろしくお願いをいたします。

早速、質問をさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問1についての質問を行ってください。

○4番（山本博士君）

質問1、新型コロナウイルス関連支援策について。

町単の支援策について、コロナウイルスの影響を受けられた事業者の方々が利用できやすい支援策なのか、次のことについて質問をいたします。

はじめに、先の中山議員の質問と重複する部分があるかと思いますが、あえて質問をさせていただきます。

（1）企業応援給付金の中で比較対象期間が3か月になっているが、3か月に決めた根拠を伺う。

（2）国、町、両方の給付金を受けることはできないとあるが、町単独であるならば、国の給付金に町単独分を上乗せして給付することで、困っている事業者の方々に厚く救済できるのではないかと思います。どうお考えか伺う。

（3）現在の利用状況について、また鬼北町全体での支援策の予算はどれぐらい予定されているのか伺う。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第1番目の新型コロナウイルス関連支援策についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の企業応援給付金の比較対象期間を3か月に決めた根拠についての御質問であります。企業応援給付金制度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、現に売上高が減少した事業者を対象に給付する制度としております。消費・販売促進活動の一時的な遅延によるものなど、時期が例年と異なる場合、前年同月の1か月のみでは売上高減少比較が困難な事業者も想定されることから、当町といたしましては、複数月の範囲、連続する3か月を比較対象期間としたところであります。

次に、2点目の国の持続化給付金と町の企業応援給付金、両方の給付金を受け取ることはできないかとの御質問であります。町の企業応援給付金は、国の持続化給付金が対象になり、国の給付金を受け取った場合、町の企業応援給付金は、要綱で二重の受け取りはできないこととしております。

これは、まず国の支援策が明らかになった段階で、給付対象者が前年同月の売上高より50%以上減少している事業者を対象としていたため、50%減少に満たない事業者には、救済措置がないことから、町内の50%未満の売上高減少事業者の救済を図ることを目的として4月に考えて設置した給付制度であります。4月30日付で要綱を定めたものであります。

議員の御質問にありますように、国の給付金対象者に上乘せし、町の給付金を支出した場合、50%未満の売上高減少事業者にも、何らかの上乘せ支援をすることが必要であると考えておりますが、現時点では、制度の見直しについての検討には至っておりません。

ただし、5月下旬以降、国の示す持続化給付金を含め、それぞれの事業者支援策が増額検討されるなど、国、県、そして社会経済の動向は、本当に日々状況は変化しており、町といたしましても、要綱等の見直しも、必要性に応じ柔軟に対応、検討していかなければならないと考えておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

次に、3点目の現在の利用状況について、鬼北町全体での支援策の予算はどのぐらい予定されているかとの御質問にお答えをいたします。

先ほど中山議員の御質問でも答弁いたしましたように、企業応援給付金については、100件近くの間合せがありますが、申請については、現在のところ、3件の申請を受け付けた状況であります。

支援策の予算につきましては、生活支援策として、特別定額給付金、子育て世帯支援策などに10億5,448万2,000円、企業支援策として企業応援給付金、景気回復支援策などに1億5,022万円、農業支援策として鬼北町担い手農家応援給付金などに1,811万円、教育支援策としてGIGAスクール整備事業費などに6,168万6,000円、感染拡大防止策として避難所等の感染防止対策などに1,924万9,000円を計上しております。総額では、新型コロナウイルス感染症対策経費として13億374万7,000円を計上いたしております。

財源といたしましては、国・県補助金等に10億4,975万円、臨時交付金として1億2,134万3,000円を計上するほか、不足する1億2,896万6,000

円については、財政調整基金からの繰入金を計上いたしております。

今後も、国の第二次補正予算等、国・県の支援状況を見ながら、必要な支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、山本博士議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問1、（1）についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

説明をいただいたんですが、スピード感をもってするならば、1か月でも別に問題はないのかなというふうに思います。国の場合も1か月となっておりますので、今後のこともあります。また、今回などは特に3月、4月という歓送迎会が多い日付もあるようなことですので、これからのことも考えてお考えをいま一度伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

まず3か月にした理由でございますけども、先ほど町長のほうから答弁もしましたように、単に一月だけでは一時的に収入がなかったのか、また契約の遅れで収入がなかったのかとか、あと入金がこの月に入らずに遅れていたのではないかというふうなことで、単月だけではなかなか判断がしにくいというのが、まず1つの要因でございます。調べて3か月の経過で判断するのが好ましいというふうなことで3か月にいたしました。

また、もう一つの要因といたしましては、応援給付金の場合、町が単独で設立した訳ですけれども、その前に、持続化交付金ということで、国のほうが50%以上減少したものについては、前年同月の比較というふうなことでなります。仮に応援給付金が3月に50%未満にならずに30万落ち込んだということになれば、町のほうに先に申請をすることになる訳ですけれども、もしその申請を受け取った場合、4月に50%以上受け取った場合は、国の給付金が受けれる訳ですね。国の給付金を受けた場合は、町のを返還していただくというふうなことに要綱上定めておりますので、単月でやりますと、そういった返還というふうなことも考えられますので、先ほど申し上げました理由を1つ2つ重ねまして、3か月にさせていただいてやらせていただいておりますというふうなことでございます。

ですから、先ほど中山議員の答弁にも町長がしましたように、3、4、5で判断するときもあれば、4、5、6、また今後も2波、3波が出ましたら8、9、10とい

うふうなことも考えられますので、一応3か月で現在のところはやらせていただいております。

あと第2波、第3波が出た段階で、そういった山本議員の質問もありましたように、それを1か月にするというふうなことも考えられますけれども、現在のところは要綱上、そういったことでやらせていただいたらと考えております。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

次に、質問1、（2）についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

第2の質問に対しても、要綱となっているのでどうかなとは思いますが、これダブってはいけないということで、事業者の方はもう少しで50%以上の減少を満たすということなど迷っておられる、町に申請しようか、国に申請しようか、迷っておられる方もおいでになるようで、そういうこともあるので、できれば町単独で予算を組んで支援をする訳ですから、国の給付金に上乘せして、手厚い救済をしていただく、そういったお考えはないか、いま一度伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほども申しあげましたけども、この要綱を制定したのが4月の30日ということで、その当時は、国の支援策にないものを救済するのが町の単独事業のスピード感ある作業だと思ったところでありまして、そのときに国が1か月の分をすぐに申請する業者を想定して作っておるという段階でありまして、町の分の企業50万、一般企業主の25万というのを、今議員さんが言われたように待つような体制になるとは想定していなかったんですよ。ですから、今のうちの課題は、議員さんが御指摘の部分だと思います。

そのような御質問が頂けるというのは、結局はその予算に付いたものが1回きりなのかどうかというところが1つのポイントになってくると思うんです。必要なのは、そういうふうな影響がある企業の方を少しでも救いたいといえますか、お見舞金として早くお届けしたいという趣旨でありますので、議員さんが言われる部分というのは、企業さんが思っているところの悩みの部分、それから要望の部分だと意見を頂戴いたしまして、少し考えさせていただきたいと思っております。

ただ現在、25万、50万も申請された方がいらっしゃる、それは企業としてこれからの見通しが立つ部分もあるのではないかな。そういうふうな企業さんは現在の落ち込みの部分をまずは支援してほしいというふうな部分がありますので、そういうふうなところ、いろんな方々に意見を聞きながら、今後の対策を練っていききたいな。

その一方で、議員さんの言われます両方という部分については、これは国が100万円、200万円、100万円と設定をし、その上というところは、それぞれの市町によって考え方は違うと思うんです。私が思うのは、国も県も町もそれぞれの企業さんの全ての負の部分といいますか、今回の影響額を補償することは到底難しいというふうなところからのこの施策、国の施策でありまして、私はこれを今の段階でダブって出すというふうなことは各都道府県、各市町は考えてなかったんじゃないかなと思うんです。

ただ、考えられるのは、このコロナウイルスがどれぐらい続くのかと。そのポイントをまかり間違えたら大変なことになりますから、これがもっとももっと長引く、先ほど課長は第2波、第3波と言いましたけども、第2波が来なくても経営、経済が持ち直さなかった場合には、それぞれの企業さんがもっともっと苦しい立場に追い込まれる、そういう場合には何とか次の支援策をというところも考えなければならぬかな。

先ほど答弁で申し上げましたように、スピード感をもって変えられるところは変えていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

もう一つだけ、今回の町の子育て世帯等臨時給付金、そして国費事業として子育て世帯への臨時特別給付金、これダブっておりますよね。これに関してはダブっても良かった訳ですか。

○町長（兵頭誠亀君）

ダブるという考え方は、一企業に対する支援ということでありまして。私が申し上げたいのは、先ほど申し上げましたように、4月の下旬から5月の連休あたりについて、例えば国の中ですと、町の支援策としては、この給付金以外に、例えば大学生、専門学校に今行かせておる町内の御家庭に対する支援とか、後は、児童扶養手当、そこらあたりにも支援するべきじゃないかと考えておったら、そこに国の支援が入ってくると。これが私はダブる部分もあったんじゃないかなと思うんですけども、ただ、それ

それぞれの市町において幅広く子育て支援、子育てをする御家族のほうに支援をするべきだというふうな自治体も増えてまいりましたので、そこについて大きな金額は出せませんが、そこについて見舞金という形で出したいなというところで決定した次第であります。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問1、（3）についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

今ほど町長の答弁でいただきましたが、子育て支援給付金に関しましては、大変ありがたい、手厚い支援だと思っております。

今回、鬼北町のコロナウイルスの支援策は、大変きめ細かい対策がとられているのではないかと思っております。

今後、給付金の利用状況が少ないようであれば、先に述べたような検討もすべきではないかと思いますが、いかがお考えか伺いますとともに、町民の皆さんが利用できなければ何の意味もありませんので、いま一度お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

先ほど中山議員のときにも同じような質問がございまして、答弁させていただいたと思いますけども、応援給付金の支援の分のまた利用というか、少ない分につきましては、先ほど申し上げましたように、3か月分を基準にしておりますので、3、4、5、もしくは4、5、6、それから7、8、9というふうな形で、3か月たった後に今後出てくるようなというふうに考えております。

先ほども答弁しましたが、現在、国の持続化交付金のほうには、町のほうではなかなか把握はし切れないんですけども、商工会のほうの問合せによれば二、三十件について、国のほうにもう既に申請されているというふうな状況でございます。

国の持続化交付金に対応されない分について、応援給付金で今後対応していく訳で



すけれども、5、6、7、8というふうな形の中で出てくるのではないかというふう  
に考えておりますので、御理解をいただいたらというふうに思います。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

続いて山本議員、質問2について質問をお願いします。

○4番（山本博士君）

質問2、危機管理について。

大災害、大震災での避難所運営について、今回の新型コロナウイルスの影響で今ま  
での避難所の運営方法では無理な状況にあると思いますが、いかにお考えか伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第2番目の危機管理についての御質問にお答えをいたし  
ます。

避難所については、現在、地区公民館、学校施設等の26か所を指定避難所として  
指定しておりますが、新型コロナウイルス感染防止に配慮した避難所運営が必要であ  
ると考えております。

現在、避難準備・高齢者等避難開始等の避難情報を発令した場合の避難所につい  
ては、地区公民館6か所を優先的に開設しておりますが、3密になる状況をできるだけ  
緩和するため、鬼北総合公園体育館を加えて、開設する予定といたしております。

これらの避難所については、発熱やせき等の症状が出た人専用スペースとして、別  
のフロアを確保しております。また、衛生用品につきましては、手配済みですが、マ  
スク以外の体温計・消毒薬については、全国的な品不足で納品待ちの状況になってお  
ります。

また、町民の方々には、ホームページ等において、親戚や知人宅を御利用いただく  
分散避難の検討や、本日の愛媛新聞にも出ておりましたけども、マスク、消毒液、体  
温計などの衛生用品の持参、マスクの着用、手洗い、せきエチケット等の衛生管理の  
徹底などについてもお願いしているところであります。

避難所の運営に従事する職員に対しましても、体温チェックや衛生管理を徹底する

とともに換気や消毒、十分なスペースを確保するなど、避難所の衛生環境に留意するよう指導してまいりたいと考えております。

山本議員御指摘の大規模災害時には、地区集会所等の避難所を各自主防災組織により開設・運営していただく必要もありますので、今後、感染防止対策マニュアルの整備及び必要となる資機材の整備を含め、連携に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上で、山本博士議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問2についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

最近、日本全国で震度4クラスの地震が多発をしております。また、梅雨に入り、豪雨災害にも注意をしなければなりません。そういった中で、コロナウイルスの対策もしなければならぬ。今回のコロナウイルス対策事業の中にも計上をされておりましたが、避難所での密を防ぐには、間仕切りテントが必要ではないかと思っておりますが、この予算の中にも含まれておりましたが、何張りほど予定されているのかお伺いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

テント等については、現在100の単位で発注をかけているところであります。また、非接触型の体温計等、必要な資機材について全て手配をかけているところであります。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

本日の新聞の中に県防災・減災対策推進会議が昨日でしたかね、あったようなんですが、その中で避難所運営のガイドラインが発表されたみたいなんですが、何か説明できる点があればお願いをいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意事項ということで、対策のガイドラインが令和2年6月に届いております。

これにつきましては、感染症対策につきましては、平成22年に避難所の感染症対策マニュアルというのが作られておったんですが、今回の新型コロナウイルス感染症によりまして密閉、密集、密接、この3つを避けるということでの避難所運営が主点に置いて改正をされております。

そんな中で、衛生用品の確保でありますとか、また職員への配慮、そういったところも踏まえて、現在ガイドラインの見直しと併せて職員の研修等をしているところであります。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問2については、終了します。

続いて山本議員、質問3について質問を行ってください。

○4番（山本博士君）

質問3、新型コロナウイルスの影響による教育の遅れについて。

新型コロナウイルスの影響で学校も休みとなり、教育の遅れが心配であるが、どう対処されるのかお伺いをいたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（松浦秀樹君）

それでは、山本博士議員の第3番目の新型コロナウイルスの影響による教育の遅れについての御質問にお答えいたします。

4月16日の緊急事態宣言の拡大を受け、4月20日から5月24日まで愛媛県の全ての小・中学校が臨時休業をし、授業日数で言いますと21日間授業が行えませんでした。ただし、鬼北町におきましては、そのうちの9日間は感染症予防に万全を期しながら、登校日として半日間授業を行ったところでした。そうした影響で、例年より学習の進捗が遅れており、保護者や子どもたちは、今後の学習方法について心配や不

安な気持ちを持っているのではないかと想像しております。

今後の各学校の対応方法については、3密回避のために実施しない、あるいは簡略化する学校行事や集会活動等の時間を充当したり、児童生徒の負担を最小限にしながら、時間割を工夫して授業の機会を生み出したりするなど、どの学校も知恵を絞り、最大限の工夫をしながら授業時数の確保に努める計画を立てておりますが、それでもなお補充が間に合わないようであります。

そこで、鬼北町教育委員会といたしましては、議会の皆様に御理解をいただき、昨年度までにエアコン設備を全ての小・中学校に設置できたこともあり、児童生徒の負担を最小限にすることを配慮しつつ、長期休業期間を短縮することといたしました。具体的には、1学期の授業期間を7月31日まで延長し、夏休みを11日間短縮するという措置であります。保護者の皆さんへは、6月3日にその旨をお知らせをしたところであります。今後、感染拡大で再び休業することになれば、さらに措置が必要ではあります。現況では、夏休みの短縮で授業時数の確保ができるのではないかと考えております。

山本議員はじめ、保護者や関係する町民の皆様には大変御心配をおかけしておりますが、引き続き、コロナウイルス感染症予防に万全を期すとともに、猛暑による熱中症にも十分配慮しつつ、児童生徒の学習の遅れを取り戻し、安心して夏休みを過ごせるようにしたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、山本博士議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問3についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

6月4日の新聞でしたか、その新聞による報道もありました。今回、授業内容は精査されずに通常どおりの授業で行うということでしょうか。

○教育長（松浦秀樹君）

学校行事等につきましては、それぞれ3密回避のために簡略化したり、縮小したりと、あるいは集会活動等についても同じようになるんですが、指導要領に基づく学習内容については、今のところ時数が確保できる見通しもあることから、通常どおり実施させていただこうと考えております。

○4番（山本博士君）

コロナウイルスによる新聞報道でもあったんですが、急な生活、子どもたちの変化、ストレスがたまるのか、また学習の遅れを取り戻そうと先生方もストレスがたまるの

ではないかと思いますが、焦らず、詰め込まず、子どもたちに寄り添った指導を行っていただきたい。

また、この新聞報道であったんですが、せきをしている子をいじめたりとか、仲間外れにしたりするというふうなコロナいじめが行われる状況があると新聞報道でありました。そういったことでの指導は行っているのかお伺いをいたします。

○教育長（松浦秀樹君）

コロナウイルス感染症に関するいじめのことについてでございますが、現在のところ、そういう状況は教育委員会のほうにまでは入っておりませんが、人権教育の観点から、いじめにつきましては、児童生徒その者に考えさせ、あるいは学校の教員のほうが指導をしていくということと、併せまして、町長も述べたと思うんですが、差別をしない、シトラス運動のほうを小学校、中学校のほうでも婦人会や教育委員会とともに一緒に取り組んでいくとしまして、そういった差別が起きないようにしていくところでございます。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

これで山本博士議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時34分

---

再開 午前11時38分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほど中山議員の一般質問において、税の関係の数値について後刻と申し上げておりましたけども、報告をさせていただきます。

町民生活課長が説明申し上げます。

○町民生活課長（谷口浩司君）

先ほど中山議員のほうから、一般質問の中で再質問を受けておりました、当町の特

別徴収義務者数と特別徴収対象者数について回答させていただきます。

特別徴収義務者数については、平成31年、令和元年度になりますが、854事業所になります。令和2年度につきましては、858事業所ということになっております。

特別徴収義務者の対象者数については、平成31、令和元年度につきましては、2,933名、令和2年度が2,926名ということになっております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、会議を続けます。

日程第6、承認第1号、町長の専決処分（鬼北町税条例等の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、承認第1号、町長の専決処分（鬼北町税条例等の一部を改正する条例）の承認について、専決処分の報告をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律等が、令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、鬼北町税条例の一部を改正するため、緊急を要したもので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いをいたします。

○町民生活課長（谷口浩司君）

それでは、専決処分をいたしました鬼北町条例第12号、鬼北町税条例等の一部を改正する条例について御説明をいたしますので、議案書3ページをお開きください。

今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、鬼北町条例の一部について所要の改正を行ったものです。

今回の改正につきましては、条立てで行っており、国の法律の改正によるもので規

定の整備等多岐にわたっておりますので、主な改正点について御説明させていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき説明しますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正するものです。

まず、第1条による改正を御説明いたします。

1ページをご覧ください。

第24条第1項第2号は、個人町民税の非課税の範囲を規定したもので、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡夫、夫ですが、寡夫控除の見直しによるものであり、これまで税額控除のなかった未婚のひとり親について、令和3年度以降の個人住民税について適用するための規定です。

また、34条の2は、所得控除にひとり親控除を追加するための規定であります。

続いて、3ページをご覧ください。

第36条の3の2は、給与所得者について。

第36条の3の3は、公的年金等受給者について。単身児童扶養者に該当する場合において扶養親族等申告書にその旨の記載を不要とする等、所要の措置を行うものであります。

5ページをご覧ください。

第54条第5項は、固定資産の所有者が不明な場合に、事前に使用者に通知した上で、使用者を所有者とみなし、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるものと規定するものであります。

続きまして、飛びますが、9ページをご覧ください。

第74条の3は、登記簿又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている個人が死亡した場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させるよう規定するものであります。

10ページをご覧ください。

第94条第2項は、重量比例課税が適用されている1本当たり0.7グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、本数課税へ見直すためのもので、0.7グラム未満の葉巻たばこ1本をもって紙巻きたばこ0.7本と換算する規定であります。

11ページをご覧ください。

第96条第2項及び第3項は、輸出等に係る製造たばこの売渡し又は消費等について、課税免除を適用する場合、課税免除事由を証する書類の保存を前提に書類の添付

を不要とする手続の簡素化について規定するものであります。

12ページをご覧ください。

附則第3条の2は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴うもので、納税猶予等を受けた場合の延滞金は、平均貸付け割合に年0.5%を加算した割合に規定するものです。

14ページ、附則をご覧ください。

14ページから、14ページ附則第6条から、24ページ、附則16条第4項までは、平成が令和に改元されたための改正であります。

24ページ、附則第17条第1項は、低・未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係わる課税の特例が創設され、都市計画区域内の5年以上所有した譲渡額がその上にある家屋を含めて500万円以下等の土地の場合、長期譲渡所得から100万円を特別控除する規定であります。

25ページをご覧ください。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例2,000万円以下の部分の特例税率10%を3年延長するための規定です。

続きまして、第2条による改正を御説明いたします。

29ページをご覧ください。

第31条第2項から、41ページ、第52条までは、法人税において連結納税制度が廃止され、グループ通算制度に移行されるため、所要の改正を行うものであります。

42ページをご覧ください。

第94条第2項は、軽量な葉巻たばこに関わる紙巻きたばこの本数への換算方法について、「0.7グラム」を「0.7本」と、令和2年10月1日改正をする部分を、「1グラム」を「1本」に令和3年10月1日から改正をする、見直しするものであります。

続きまして、第3条による改正を御説明いたします。

43ページをご覧ください。

第3条のうち、第24条第1項第2号の改正は、ひとり親を個人町民税の非課税措置に入れるため、寡夫又は単身児童扶養者を削除する所要の措置であります。

43ページ以降については、平成から令和に改元されたための改正であります。

新旧対照表での説明は以上であります。

議案書8ページをお開きください。



附則について説明をいたします。

附則第1条、この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとするものです。

また、延滞金、町民税、固定資産税、町たばこ税に関する経過措置については、お目通し願います。

以上で、鬼北町条例第12号、鬼北町税条例等の一部を改正する条例の説明といたします。御審議よろしく願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから承認第1号、町長の専決処分（鬼北町税条例等の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第7、承認第2号、町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、承認第2号、町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正

する条例)の承認について、専決処分の報告をいたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正するため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○町民生活課長（谷口浩司君）

それでは、専決処分をいたしました鬼北町条例第13号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明をいたしますので、議案書14ページをお開きください。

今回の専決処分は、地方税法施行令の一部を改正する政令等が、令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、鬼北町国民健康保険税条例の一部について所要の改正を行ったものです。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の賦課課税限度額及び国民健康保険税の減額の対象となる軽減判定所得の見直しを行ったものであり、主な改正点について御説明をさせていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき説明いたしますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正するものであります。

1ページをご覧ください。

第2条第2項は、国民健康保険税の基礎課税限度額を61万円から63万円に引き上げるものです。同条第4項は、介護納付金課税限度額を16万円から17万円に引き上げるものです。後期高齢者等支援金課税限度額は19万円と変わりありませんが、これらの改正により、国民健康保険税の課税限度額は96万円から99万円に引き上げられます。

続きまして、2ページをご覧ください。

第23条第2号は、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の算定において被保険者の数を乗ずべき金額を28万円から28万5,000円に引き上げるものです。

3ページ、同条第3号は、国民健康保険税の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定

の算定において被保険者の数に乗すべき金額を51万円から52万円に引き上げるものでございます。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書14ページをご覧ください。

附則について説明いたします。

附則第1条、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附則第2条、適用区分、この条例による改正後の鬼北町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものです。

以上で、鬼北町条例第13号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから承認第2号、町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定されました。

ここで、しばらく休憩します。

再開を午後1時とします。

休憩 午前 11時56分

---

再開 午後 1時00分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、承認第3号、町長の専決処分（鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、承認第3号、町長の専決処分（鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認について、専決処分の報告をいたします。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、令和2年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、鬼北町介護保険条例の一部を改正するため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○保健介護課長（芝 達雄君）

それでは、専決処分した鬼北町条例第14号、鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書17ページをお開きください。

今回の専決処分の概要につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、令和2年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、緊急を要したため、専決処分を行ったものであります。

改正内容としましては、昨年10月から施行された消費税率引上げに伴い、社会保障と税の一体改革の1つとして実施された町民税非課税世帯を対象にした介護保険料の軽減強化を昨年度に引き続き図るものであります。

次に、具体的な内容について御説明をいたしますので、お配りしております新旧対照表をご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正するものであります。

第2条第1項で規定している料率の段階9段階のうち、第1段階から第3段階の被保険者の保険料率を改正するものであり、前年度は年度途中の消費税率の改正で6月相当分の軽減でしたが、本年度は1年間相当分の軽減となっております。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項を削り、同3項から同第5項までを1項ずつ繰り上げ、それぞれ平成31年度を令和2年度に、同第2項に規定する第1段階の料率を5,700円減額した2万2,900円に、同3項で第2段階で規定する料率を9,600円減額した3万8,100円に、同第4項で第3段階に規定する料率を1,900円減額した5万3,400円に改正するものであります。

議案の17ページに戻っていただきまして、附則、施行期日、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

経過措置、この条例による改正後の第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の前年度分の保険料については、なお従前の例によるのであります。

以上で、鬼北町条例第14号、鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから承認第3号、町長の専決処分（鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定されました。

日程第9、承認第4号、町長の専決処分（鬼北町税条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、承認第4号、町長の専決処分（鬼北町税条例の一部を改正する条例）の承認について、専決処分の報告をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律等が、令和2年4月30日に公布され、同日から施行されたことに伴い、鬼北町税条例の一部を改正するため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○町民生活課長（谷口浩司君）

それでは、専決処分をいたしました鬼北町条例第15号、鬼北町税条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書20ページをお開きください。

今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和2年4月30日に公布され、同日から施行されたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、鬼北町税条例の一部について所要の改正を行ったものであります。

今回の改正につきましては、条立てで行っており、国の法律の改正によるもので、主な改正点について御説明をさせていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき説明いたしますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正するものであります

第1条による改正について御説明をいたします。

1ページをご覧ください。

附則第10条は、法改正により、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等が所有する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額の特例及び新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例が規定されたことにより、これを読替え規定に追加するものでありま

す。

附則第10の2第14項は、同条第17項において規定する新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例を盛り込むものでございます。

同条第17項は、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置に現行において規定されている機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備に加え、事業用家屋と構築物を追加し、我が町特例においてその課税標準額をゼロとするものであります。

2ページをご覧ください。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、令和3年3月31日まで延長するものであります。

附則第24条は、新型コロナウイルス感染症に起因する収入の減少に対応するため、地方税において無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予を適用できる特例を設けるための規定であります。

続きまして、第2条による改正について御説明をいたします。

3ページをご覧ください。

附則第25条は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止になった文化芸術、スポーツイベントのチケットの払戻しを受けずに、当該イベントの主催者に寄附する場合、払戻し額について個人住民税の税額控除の対象とする規定であります。

4ページをご覧ください。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建築遅延等により、令和2年12月末までに入居できなかった場合に、令和3年12月末までに入居した場合、住宅に係る住宅借入金等特別控除を令和16年度までに適用するものであります。

新旧対照表での説明は以上であります。

議案書20ページにお戻りください。

附則について御説明をいたします。

附則、この条例は令和2年4月30日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行するとするものであります。

以上で、鬼北町条例第15号、鬼北町税条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから承認第4号、町長の専決処分(鬼北町税条例の一部を改正する条例)の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第10、承認第5号、町長の専決処分(鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例)の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第10、承認第5号、町長の専決処分(鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例)の承認について、専決処分の報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めるため、国民健康保険法第58条第2項の規定に基づき、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正するため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○町民生活課長(谷口浩司君)



それでは、専決処分をいたしました鬼北町条例第16号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明をいたしますので、議案書23ページをお開きください。

今回の専決処分は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めるため、国民健康保険法第58条第2項の規定に基づき、地方自治法第179条第1項の規定により、鬼北町国民健康保険条例の一部について所要の改正を行ったものです。

別紙の新旧対照表に基づき説明しますので、そちらをご覧くださいと思います。左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正するものであります。

今回の改正につきましては、附則に6つの項を加えるもので、第4項から第9項まで追加するものであります。

附則第4項は、傷病手当金の支給対象について。附則第5項は、支給額について。附則第6項は、支給期間について。附則第7項から附則第9項は、支給要件について規定するものであります。

その概要につきましては、給与等を受けている国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染が疑われるとき、その労務ができなくなった日から起算して3日を経過した日から直近の継続した3か月間の収入合計額を就労日数で除した額の3分の2に相当する額を支給し、支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないとするものであります。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書24ページをお開きください。

附則について説明をいたします。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第4項から第9項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとするものです。

以上で、鬼北町条例第16号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから承認第5号、町長の専決処分（鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第11、承認第6号、町長の専決処分（鬼北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、承認第6号、町長の専決処分（鬼北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の承認について、専決処分を報告いたします。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めるため、愛媛県後期高齢者医療広域連合における後期高齢者医療に関する条例、附則第5条から第7条までの規定に基づき、鬼北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○町民生活課長（谷口浩司君）

それでは、専決処分をいたしました鬼北町条例第17号、鬼北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを御説明いたしますので、議案書27ペー

ジをお開きください。

今回の専決処分は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めるため、愛媛県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例、附則第5条から第7条までの規定に基づき、地方自治法第179条第1項の規定により、鬼北町後期高齢者医療に関する条例の一部について所要の改正を行ったものであります。

別紙の新旧対照表に基づき説明しますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正するものであります。

今回の改正につきましては、第2条に第8号を追加するもので、その内容は、新型コロナウイルス感染症に感染等した場合の傷病手当金の支給に係る申請書の受付を町において行う事務として規定するものであります。

傷病手当金の支給については、愛媛県後期高齢者医療広域連合が行うもので、その申請の受付を町が行うというものであります。

新旧対照表での説明は以上であります。

議案書27ページにお戻りください。

附則について説明いたします。

附則、この条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上で、鬼北町条例第17号、鬼北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから承認第6号、町長の専決処分（鬼北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第12、承認第7号、町長の専決処分（令和2年度鬼北町一般会計補正予算（第1号））の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、承認第7号、町長の専決処分（令和2年度鬼北町一般会計補正予算（第1号））の承認について、専決処分の報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大により、売上げの減少などの影響を受けた中小企業者を支援するため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○総務財政課長（高田達也君）

それでは、第1条の歳入歳出予算の補正について、歳出から説明いたしますので、7ページをお開きください。

6款、1項、2目、商工振興費を1,750万円増額するものです。18節、負担金補助及び交付金950万円の増額につきましては、売上げ減少等により融資を受けた者に対し、融資資金に係る当該借入れ期間中の利子及び保証料を補給するものです。20節、貸付金800万円の増額については、中小企業融資資金の借入れ枠を拡充するため、金融機関への預託金です。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページをお開きください。

17款、2項、1目、財政調整基金繰入金は、補正額として1,750万円を取崩し財源に充てるものであります。

次に、第2条、債務負担行為の補正について説明いたします。

3ページをお開きください。

第2表、債務負担行為の補正は、5の中小企業振興資金利子補給（令和2年度借入れ分）、6の新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給について、新たに追加することとし、期間については、それぞれの資金の借入れ全期間です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから承認第7号、町長の専決処分（令和2年度鬼北町一般会計補正予算（第1号））の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第13、承認第8号、町長の専決処分（令和2年度鬼北町一般会計補正予算（第2号））の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第13、承認第8号、町長の専決処分（令和2年度鬼北町一般会計補正予算（第2号））の承認について、専決処分の報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症感染拡大により、多大な影響を受けた住民生活を支援するとともに、売上げが減少した中小企業者を支援するため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○総務財政課長（高田達也君）

それでは、第1条の歳入歳出予算の補正について、はじめに歳出から説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳出予算のうち、主なものについて説明いたします。

2款、1項、5目、財産管理費を115万5,000円増額するものです。10節、消耗品費106万5,000円は、仕切板、消毒機材等の感染症拡大防止対策経費です。

3款、1項、1目、社会福祉総務費を10億1,469万7,000円増額するものです。特別定額給付金支給に係る人件費、システム改修等の事務経費及び18節、負担金補助及び交付金に特別定額給付金10億660万円を計上しております。

3款、2項、1目、児童福祉総務費を1,088万円増額するものです。子育て世帯への臨時特別給付金支給に係る人件費、システム改修等の事務経費及び18節、負担金補助及び交付金に子育て世帯への臨時特別給付金1,000万円を計上しております。

6款、1項、2目、商工振興費を1億1,200万円増額するものです。18節、負担金補助及び交付金のうち、中小企業応援給付金1億1,000万円については、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した中小企業のうち、国の持続化給付金の支給対象とならない事業者等に対し支給するものです。雇用調整助成金200万円は、国の支給決定を受けたものに上乗せ助成をするものです。

9款、4項及び5項の減額については、特別定額給付金支給事務に係る人件費を組み替えるものです。

次に、歳入予算について説明いたしますので、5ページをお開きください。

13款、2項、2目、民生費国庫補助金を10億2,680万円増額するものです。子育て世帯への臨時特別給付金事業費国庫補助金及び特別定額給付金給付事業費国庫補助金を計上しております。

17款、2項、1目、財政調整基金繰入金は、補正額として1億950万円を取崩し、財源に充てるものです。

8ページ、給与費明細については、給付事務に係る職員手当等を調整しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから承認第8号、町長の専決処分(令和2年度鬼北町一般会計補正予算(第2号))の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第14、承認第9号、町長の専決処分(令和2年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第1号))の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第14、承認第9号、町長の専決処分(令和2年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第1号))の承認について、専決処分の報告をいたします。

国民健康保険加入者で新型コロナウイルス感染症に感染、または感染の疑いがある方を支援するため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○町民生活課長(谷口浩司君)

それでは、承認第9号、令和2年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第1

号) について御説明をいたします。

はじめに、歳出予算から説明をいたしますので、6 ページをお開きください。

2 款、6 項、1 目、傷病手当金は、1 8 節、負担金補助及び交付金に 4 3 2 万円を増額するものです。これは先ほど御承認をいただきました給与等を受けている国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり、当該感染が疑われるとき、その労務ができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から直近の継続した 3 か月間の収入合計額を就労日数で除した額の 3 分の 2 に相当する額を傷病手当金として支給するためのものです。

続きまして、歳入予算を説明いたしますので、前ページ、5 ページをご覧ください。

3 款、1 項、1 目、保険給付費等交付金は、2 節、特別交付金に 4 3 2 万円を増額するもので、これは歳出予算に計上いたしました傷病手当金 4 3 2 万円全額について、特別調整交付金として国から財政支援されるため、計上したものです。

以上で説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから承認第 9 号、町長の専決処分（令和 2 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号））の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第 9 号は原案のとおり承認することに決定されました。



ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後 1時38分

---

再開 午後 1時39分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、議案第36号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第15、議案第36号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、国の定める減免基準及び国民健康保険災害等臨時特例補助金交付要綱に対応するため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長（谷口浩司君）

それでは、鬼北町条例第18号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書35ページをお開きください。

今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対応するため、鬼北町国民健康保険税条例の一部について所要の改正を行うものであります。

別紙の新旧対照表に基づき説明いたしますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正するものであります。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の減免について規定した第24条第2項に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合の国の減免基準に対応するため、傍線部分のただし書の規定を追加するものであります。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書35ページにお戻りください。

附則について説明いたします。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第24条の規定は、令和2年2月1日から適用するとするものです。

以上で、鬼北町条例第18号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第37号、鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第16、議案第37号、鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した介護保険の第1号被保険者に係る保険料の減免について、国の定める減免基準に対応するため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○保健介護課長（芝 達雄君）

それでは、鬼北町条例第19号、鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明をいたしますので、議案書37ページをお開きください。

今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した介護保険の第1号被保険者に係る保険料の減免に対応するため、鬼北町介護保険条例の一部について、所要の改正を行うものであります。

別紙の新旧対照表に基づき、内容について説明しますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正するものであります。

今回の改正につきましては、介護保険料の減免について規定した第11条第1項及び第11条第2項に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合の国の減免基準に対応するため、傍線部分の規定を追加するものです。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書37ページにお戻りください。

附則について説明いたします。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条の規定は、令和2年2月1日から適用するとするものです。

以上で、鬼北町条例第19号、鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号、鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました

ここで、しばらく休憩します。

再開を2時とします。

休憩 午後 1時48分

---

再開 午後 2時00分

○議長(渡邊眞次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17、議案第38号、工事請負契約(鬼北町公営住宅栄町団地新築工事B棟)の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第17、議案第38号、工事請負契約(鬼北町公営住宅栄町団地新築工事B棟)の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した鬼北町公営住宅栄町団地新築工事B棟について、請負契約を締結するため、鬼北町議会議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 鬼北町公営住宅栄町団地新築工事B棟。
2. 契約の方法 一般競争入札。
3. 契約の金額 5,445万円。
4. 契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市22番地1。愛媛建設株式会社。代表取締役、坂本信哉であります。

本工事は、前年度発注分と同敷地・同規模1棟3戸でありまして、お手元のほうに別添資料を置いております。御参照いただきたいと思います。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（福原良夫君）

競争入札は何社出席したか。それと1位と2位との差額が分かれば。

○町長（兵頭誠亀君）

ただいまの御質問について、総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

一般競争入札には3社の方が参加をいただきました。なお、1位入札者と2位入札者の差額でございますが、入札額で50万円でございます。

○議長（渡邊眞次君）

福原議員、了承ですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号、工事請負契約（鬼北町公営住宅栄町団地新築工事B棟）の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました

日程第18、議案第39号、財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第18、議案第39号、財産の取得について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町消防団が使用する消防積載車配備のため、財産を取得したいので、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 財産の種類 消防積載車及び装備品等。

2. 備品内訳 別紙のとおり。

3. 取得金額 888万8,000円。

4. 契約の方法 指名競争入札。

5. 契約の相手方 愛媛県宇和島市鶴島町2番22号。宮本防災設備。代表者、宮本昌明であります。

なお、詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（高田達也君）

それでは、財産の取得について御説明いたします。

配付しております消防積載車仕様をご覧ください。

今回、取得いたします消防積載車につきましては、鬼北町消防団第二分団第三部吉波であります。及び第三分団第二部生田であります。にそれぞれ1台ずつ配備するものであります。ベース車両につきましては、日産アトラス1,998ccダブルキャブ、もしくは同等品としております。

標準装備品、規格外装備品につきましては、議案書40ページのほうに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、財産の取得についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第39号、財産の取得について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました

日程第19、議案第40号、令和2年度鬼北町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第19、議案第40号、令和2年度鬼北町一般会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症支援策に要する経費のほか、林道整備費に測量設計委託料を、中学校改修費に広見中学校改築設計委託料等を追加計上するものであります。

また、歳入につきましては、事業実施に伴う国庫補助金のほか、繰入金等を追加計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ3億5,690万円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億3,570万円とするものであります。

また、地方債補正につきましては、過疎対策事業について、事業計画及び事業費の追加により、限度額の変更を行うものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（高田達也君）

それでは、第1条の歳入歳出予算の補正について説明いたします。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、10ページをお開きください。

歳出予算のうち、主なものについて説明いたします。

2款、1項、6目、企画費のうち、2節、給料以下の減額補正につきましては、地域おこし協力隊1名分の経費を計上しておりましたが、所管課を教育課としたため、15ページの9款、4項、4目、文化費に組替えを行ったものであります。

11ページ、2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費、12節、電算システム改修委託料752万2,000円については、住民基本台帳システム及び戸籍附票システムを改修するものです。

12ページ、3款、2項、1目、児童福祉総務費、18節、鬼北っ子臨時応援給付金2,400万円は、新型コロナウイルス感染症により、臨時休業など生活への影響が大きいと考えられる子育て世帯に対し給付金を支給するものです。

5款、1項、3目、農業振興費、18節、担い手農家応援給付金500万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、農業に係る売上高が減少した担い手農家に対し給付金を支給するものです。同18節、農産物外販強化推進事業費補助金1,011万円は、新型コロナウイルスの感染症の影響で、道の駅での野菜等の販売が減少しているため、野菜等の販売強化として外販車両を購入するとともに、新たな商品開発を行うものです。

同項、4目、畜産業費、18節、畜産基盤施設再生支援事業費補助金189万円については、堆肥乾燥ビニールハウス改修整備に要する経費を補助するものです。

5款、2項、3目、林道整備事業費、12節、測量設計委託料1,399万9,000円は、林道2路線の測量設計費を計上するものです。

13ページ、6款、1項、2目、商工振興費、18節、復興事業支援補助金1,467万円については、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した町内飲食業者に対し支援を行うものです。同18節、宿泊事業者応援補助金405万円についても、収束後の顧客回復を目指し、町内宿泊事業者に対し支援を行うものです。同18節、起業チャレンジ支援事業費補助金300万円は、新規起業家に対し経費の一部を補助するもので、希望者の増により追加計上をするものです。

14ページ、9款、2項、1目、学校管理費、17節、義務教育教材備品3,404万1,000円。同款、3項、1目、学校管理費、17節、義務教育教材備品1,958万7,000円については、GIGAスクール整備事業として、町内小・中学校



児童生徒に対し1人1台の端末機器を整備するものです。

同項、3目、学校改修費、12節、設計委託料1億6,741万円については、広見中学校改築に係る設計委託料を計上するものです。

次に、歳入予算の主なものについて説明いたしますので、7ページにお戻りください。

13款、2項、1目、総務費国庫補助金、4節、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億2,134万3,000円については、新型コロナウイルス感染症対策として、町が取り組んだ施策に対し交付されるものです。

同項、8目、教育費国庫補助金、5節、公立学校情報機器整備費国庫補助金1,179万円、6節、公立学校情報機器整備費国庫補助金684万円についても、GIGAスクール整備事業実施に係る国庫補助金です。

8ページ、17款、2項、1目、財政調整基金繰入金は、補正額として1,200万円を取り崩し、財源に充てるものです。

9ページ、20款、1項、8目、教育債、5節、広見中学校改築事業債1億6,740万円については、広見中学校改築設計委託料に充てるものです。

次に、第2条の地方債の補正について説明いたしますので、4ページにお戻りください。

6の過疎対策事業について、農道・林道を1,630万円増額し、限度額を3,140万円とし、校舎・屋体・寄宿舍1億6,740万円を新たに追記し、過疎対策事業の補正後の限度額を7億510万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じです。

続いて、給与明細について説明いたします。

17ページをお開きください。

一般職、総括について、職員数に変更はございません。

地域おこし協力隊の予算の組替え等が補正の主な要因です。

詳細については、お目通しください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（程内 覺君）

何点かお伺いをしたいと思います。

まず、はじめに鬼北っ子の臨時給付金、12ページ、児童福祉施設費で鬼北っ子臨時応援給付金2,400万円、それと専決処分であった児童福祉総務費のこれは第2号で遡った質問になるかもしれませんが1,000万円、これは別々に支給されて、子ども1人当たりで算出をされているということによろしいでしょうか。それで、何人分ぐらいを予定されているのか。大変子育てをされている人にとっては、大変ありがたい施策ではないかと思っておりますが、対象人数、どれぐらいの人にそういう給付金が支給されるのか。

それと、中学校の14ページの学校改修費のうちの委託料で、設計委託料1億6,741万円、なかなか高額であると思いますが、町長の中学校改築にかける思いが、早速こういった形で表れて、大変敬意を表するところではありますが、プール等も使えなくなって久しいと思うんですが、そういったプールの改修のほうも入っているのか。

それと、もう1点、農林水産業費で、林道の開設、測量設計委託料が2路線ということですが、大変林業に対する林家、木材価格が低迷する中で、やっぱりこういった林道整備は早急にやっていただく必要があると思うんで、こういった予算については、大変いい施策ではないかと思っておりますが、2路線についてどこの路線なのか。

以上3点、お伺いをしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

程内議員の御質問、順番に、給付金については町民生活課長、学校改修については教育課長、それから林道整備については農林課長、それぞれ説明をさせます。

○町民生活課長（谷口浩司君）

今ほどの程内議員の第1番目の御質問に対して回答させていただきます。

まず3款、2項、1目、児童福祉総務費の中の子育て世帯の臨時特別給付金ということで、まず、はじめの専決補正予算で通していただきました分でございますが、これは国の施策で、国民全体については特別定額給付金ということで10万円、1人当たりという支給をされたものと、もう一つ、この子育て世帯への臨時特別給付金ということで、児童手当を受給されている保護者に対して、児童手当というのは中学生までということになります、限定されますが、その方に対しまして1万円を4月分に6月中旬以降に支給をするものですが、1回分、1人当たり1万円支給するものであります。対象人数については、どうしても住民票の出入りがございますので、今のところ、1万円掛ける1,000人として、1,000万円を計上させていただいております。

続きまして、子育て世帯、鬼北っ子臨時応援給付金ということで、町が独自の施策として、今ほど補正予算第3号に計上させていただいた分でございますが、これについては、17歳以下までの高校生を含めた形で児童扶養手当、それを受けている世帯及び高校生までという形で給付をさせていただきたいと考えて予算計上をさせていただいております。対象人数につきましては、高校生が280名で、それ以外の方が920名ということで、1,200名の方を想定させていただいて予算計上させていただいております。

以上でございます。

○教育課長（渡邊 甫君）

広見中学校の改築設計委託料についてでありますけども、今回はプール改修については入っておりません。プールにつきましては、B&Gのプールを使っていこうということで、学校のほうとも理解を得ておりますので、今回は入れておりません。

以上です。

○町民生活課長（谷口浩司君）

先ほどの答弁で児童扶養手当と言ったと思われれます。児童手当でございまして、訂正をさせていただきます。

それと補足でございますが、鬼北っ子臨時応援給付金につきましては、1人当たり2万円を給付するという形にしております。児童手当、国の施策については1人当たり1万円と、町独自の分については、1人当たり2万円という支給額と考えております。

以上でございます。

○9番（程内 覺君）

了解です。

○農林課長（松本秀治君）

林道の測量につきましては、林道久保川線と林道延川線、2路線を予定しております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

分かりました。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（芝 照雄君）

10ページ、2款、6目の12節、委託料、移住パンフレット作成業務委託料、字のとおりだろうと思われそうですが、何枚作成して、どこら辺に配布をするのかを教えてくださいたいと思います。

それと13ページ、6款、商工費の中の2目、商工振興費の中で起業チャレンジ支援事業費補助金、新たにチャレンジをされるという方がおられると聞いたんですけど、何社というか、何名該当があるのか教えていただきたいと思います。

それと、同目で、復興事業支援補助金、これ町内の飲食業者に対する補助金ということなんですけど、何店舗対象なのか、該当の店舗数を教えてくださいたい。同じく、宿泊業者の店舗数、該当の店舗数を教えてくださいたいと思います。

それと、大分長いけどいいですか。一遍に。

○議長（渡邊眞次君）

はい。

○7番（芝 照雄君）

14ページ、教育費の中で、先ほど程内議員も言われましたけど、学校の関係でタブレットを配付するということなんですけど、各1台配付するということなんですけど、そのタブレットに関して学校内で使用するのか、持ち帰りが可能なのか、そこら辺を教えてくださいたい。

15ページ、9款、4項、2目の公民館費の地域活性振興行事補助金120万円、多分これ花火か何かだろうと思いますけど、この内容を教えてくださいたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

御質問の中の企画費、それから商工振興費の部分につきましては、二宮課長、9款の教育費の部分につきましては、渡邊教育課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

まず、10ページの12節、移住パンフレット作成業務委託料191万4,000円でございますけれども、印刷部数は1,000部を予定いたしております。これは5月、6月、7月、8月、9月、それぞれに移住のフェア、大阪及び東京に行く予定でございましたけれども、これがコロナの影響で外出禁止というふうなことでなくなりましたので、今後、リモートによる会というか、そういったPRを行うことにしております。それにも使用させていただく予定でございますし、また今後、収束期に入り

ましたら、11、12月等にも予定しておりますので、今後、そういった活動にも使用したいというふうなことで考えております。

次に、13ページでございますけれども、復興事業支援補助金1,467万円の内訳でございますけれども、これは何社というふうなことで決めておりません。1,467万円の中には、4つの支援事業が入った総計が1,467万円となっております。まず出展事業者補助金として、町内の飲食業者に対してイベントの出展時に対する補助として5万円掛ける40件の200万円分、それから鬼北のうまいもんめぐりスタンプラリーと称して、コロナウイルス収束後、消費の落ち込んだ飲食店に対して、回復のための消費拡大を見込み677万円、それから同じく、消費の落ち込んだ飲食店の売上げ回復のための消費拡大を見込み、感染防止のためにこれまで自粛をされたコミュニティ活動、そういったものに対する飲食支援として190万円、それから住民団体や事業者に対する復興イベントキャンペーン事業の支援として、1団体当たり、今後、そういったイベントに参加する際のそういった活動団体、例えば愛治で言えば、母愛夢、好藤で言えばYYC、日吉で言えば一希の会といったところが、いろんなイベントをされる際に、20万円の補助ということで、20団体分の400万円、計1,467万円となります。

それから、起業チャレンジ補助金でございますけれども、これは当初予算で2件分、新築・改築に当たったら100万円の補助で、設備投資に50万円、2件分を組んでおりましたけれども、今回新たに2件、そういった要望がございましたので、追加ということで6月補正に計上させていただいた訳でございます。

宿泊事業者の件数でございますけれども、宿泊事業者の件数につきましては、グリーンツーリズムのパークにより調べておりますけれども、農家民宿が4施設、それから成川、三島の小松やON&OFF、それからロッジというふうなことで、全部で8施設を予定いたしております。

以上です。

○教育課長（渡邊 甫君）

まず、タブレットパソコンの持ち帰りについてでありますけれども、中山議員さんの一般質問に答弁しましたように、今後、遠隔授業も検討していかなければならないと考えております。そうなった場合に、タブレットパソコンのほうを持ち帰って、遠隔授業を行うというふうなことを考えております。

それから、地域活性化振興行事補助金につきましては、現在、各公民館で盆踊り大会を開催するかどうかを検討しております。盆踊り大会は都会から帰省された方も大

勢来られますので、開催は難しいのではないかという意見が多いようであります。また一部の地区につきましては、中止を決定したところもあるようでございます。

そこで、開催しない場合は、住民の方に少しでも夏の気分を味わっていただきたいという思いと、開催する場合には、例年より盛大な花火の打ち上げで気分転換していただきたいという思いで、花火の打ち上げ費用に対しての補助を考えております。

密集・密接を避けるために、時期や方法を良く考えて実施していきたいところでもありますけども、花火の打ち上げも難しいという地区につきましては、何か別なことで住民の方を元気づけることはできないかというところを考えていきたいと思っております。

ちなみに花火の打ち上げにつきましては、マスコミ等の情報で御存じだと思いますけども、江戸時代に疫病が発生したときに、花火を打ち上げて慰霊と疫病退散を祈願したと伝えられております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

了解ですか。

○7番（芝 照雄君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（山本博士君）

10ページです。2款、1項、12目、18節、コミュニティ施設整備事業費補助金とありますけど、この内容を説明していただきたいと思います。

それと、14ページ、先ほど質問もありましたけど、14ページの9款、3項、3目、12節の委託料の設計なんですけど、これは今回、そうしたら校舎だけということなのか、その辺、説明をしていただきたい。

それと、もちろんこれは多分施工管理費も含まれているとは思いますが、その辺と。

そして、大変少子化が進んでおる中、将来的に前だったかな、松浦議員さんが鬼北町全体の義務教育化の問題を提議されたと思うんですが、そういった形のものを検討された設計になるのか、その辺、説明をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

2款のほうの分につきましては企画振興課長、9款の部分につきましては教育課長

のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

これは全額実費の補助金で、100%ございますけれども、太鼓の購入、太鼓集団魁が、現在頑張らせていただいておりますけれども、太鼓の購入費用として全額補助金で賄うものでございます。

以上です。

○教育課長（渡邊 甫君）

広見中学校の設計委託料でありますけれども、今回は校舎、体育館の設計料です。管理費のほうは入っておりません。それから、施設の設計に当たりましては、小学校統合、それから義務教育学校の設置についてまだ未定でありますので、そういったことを考えた設計ではありません。

しかしながら、御存じのとおり、子どもの人数は減少しておりますので、将来どのような学校設置となっても対応できるような敷地の利用方法を考えた設計にしたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（中山定則君）

10ページで2款、1項、7目、12節、ネットワークシステム構築委託料297万円なんですけど、これWeb会議システムを構築するとあるんですけど、どこの場所に構築するのか、

2点目が、13ページ、6款、1項、2目、18節、復興事業支援補助金1,467万円、先ほど説明があったんですけど、その中で、前の全員協議会の資料の中の内容で、住民団体及び事業者による復興イベントキャンペーン事業とあります。ここで想定している住民団体とはどのような団体を想定しているのかについて、答弁をお願いします。

それと14ページ、9款、2項、1目、17節、備品購入費、義務教育教材費3,404万1,000円、GIGAスクールの関係、先ほども質問ありましたが、私の

ほうでは、この補助事業は、校内通信ネットワークができていないということやないと補助ができない。構築されていると思うんですが、それを再度確認するのと。

広見中学校改築が予定されておりますが、このタブレット端末ですが、持っていきえると思うんですが、電源キャビネット等も大丈夫なのか、その点について質問します。

それと最後に、同款の同項、同目で、先ほどこれも質問があったんですが、設計委託料1億6,741万円、町長のほうから2月26日の全員協議会の折、広見中学校改築スケジュールということで説明をいただきました。そのときに、事務局案、中学校との協議を今年3月から4月、改築検討委員会を5月と9月、5月ですね。そして基本計画決定が6月、そして予算を出す時期としては6月補正予算、定例会になった訳なんでしょうけど、その間に、5月の改築検討委員会の内容、それと先ほども山本議員あったんですが、この改築計画、今後、少子化ということで、現在の5年間、28年度からの出生者数を見ると、48人、41人、41人、43人です。今年度に入り、2人、2人です。4月、5月。こういう出生状況にあります。

山本議員言われたように、やはり統合も視野に置いた設計のプロポーザルに臨まれるのか、その辺とコロナ対策と避難所になる場合があります。そういうこと等を含めたプロポーザルの内容も含んだこの設計委託料、高額ですが、この今回の設計委託料の積算内訳をお願いします。

それと、今ほど言いました、長々となったんですが、この基本計画、本日提出するまでの町長が、長として行って本日提出した、その経緯について説明をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

ただいまの部分、2款の部分については総務財政課長が、教育関係につきましては、教育課長のほうで説明をさせます。13ページの分につきましては企画課長のほうから答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

それでは、ネットワークシステムの構築委託料297万円についてですが、これにつきましては、今回のコロナウイルス感染症対策の関係で、会議等の開催がなかなか困難なっている状況の中で、Web会議というのが可能なシステムを庁内のほうで導入するようにしております。これは従来の行政系システムとは切り離した上で、Web会議をできるような環境を役場の中全体で通信環境が整ってございましたらできるような形にしたいと。また第三者、業者さんとの会議についても、このシステムを使えるような形で構築していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思いま



す。

○企画振興課長（二宮 浩君）

20団体ということで、御質問がありましたけれども、先ほどもちょっと質問の中で私答えさせていただいたと思いますけども、地域ごとにそれぞれ活動する団体があるかと思えます。愛治で言えば来夢、母愛夢、それから日吉で言えば一希の会、好藤はYYC、三島で言えば夢の会、そういったような、それぞれの団体が何年か前に組織されておると思いますが、そういった団体が15以上ございます。あと事業者、これも含めまして20としておりますので、全てが団体というふうなことではございませんので、一応想定として20団体を挙げさせていただいておるということで御理解をいただいたらというふうに思います。

○教育課長（渡邊 甫君）

まず、備品についてでありますけども、平成28年度に鬼北町全体でICTの機能整備を行っております。そこでネットワークにつきましては、全て整備は終わっております。今度、広見中学校を新築した場合なんですけども、タブレット、もちろん移動可能ですし、充電キャビネットにつきましても、移動式なので移動さそうと考えております。

それから、設計料の中身なんですけども、概算でありますけども、校舎が9,480万、体育館が4,340万、その他倉庫、部室等です、その他で750万円、プールの解体設計が70万円、外溝が70万円、それからボーリング調査測量解体アスベストの調査費が560万円、合わせまして1億6,741万でございます。

以上です。

○2番（中山定則君）

Web会議の件は、この本庁舎のみなのか、別館あるいは隣接の中央公民館、近永公民館等も可能なのかということをお聞きます。

それと、GIGAスクールの関係、もう既にタブレット端末については、他の補助事業で購入されていると思いますが、今回、ちょっと質問が追加になって申し訳ないんですが、今回の分、今までの分はどうされるのかということと、タブレットではなくて、ノート型でも可能だったんじゃないかと思うんですが、キーボードはタブレットも付けないといけないと思いますが、ノート型のほうは大きくて見やすいんじゃないかと思いますが、その辺どうなのか。

それと、先ほどの中学校の改築の関係なんですけども、仮設校舎とかは、あといろいろ特殊学級ですか、音楽室とか、それを言われたんかもしれません。ちょっと聞き漏ら

しているのかもしれませんが、そういうところ等について再度質問しますし、先ほど、今日提出に至った学校運営委員会とのそういう説明の経緯についても説明をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

2款の分につきましては総務課長が、教育関係、GIGAスクール関係につきましては教育課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

Web環境につきましては、本庁、別館、日吉支所、中央公民館、各公民館、防災センター等全てWi-Fi環境があるところについては、可能ということで考えております。

○教育課長（渡邊 甫君）

パソコンにつきましては、現在のICT機器をどうするかということでしょうか。

○2番（中山定則君）

タブレットやなくて、ノートパソコン、ノート型でもOKということなんでしょうか。

○教育課長（渡邊 甫君）

今のノートパソコンをどう使うかということですか。

○2番（中山定則君）

いやいや今回、タブレットということではなくて、ノートパソコンでの申請も可能じゃないか、1人4万5,000ですから、1台4万5,000円。

○教育課長（渡邊 甫君）

タブレットといいましても、キーボードも付いて脱着可能なタブレットパソコンであります。そちらのほうが使い便利がいいということで、そちらのほうに。

（「休憩」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

しばらく休憩します。よろしいですか。

休憩 午後 2時50分

---

再開 午後 2時51分

○議長（渡邊眞次君）

それでは、休憩前に引き続き再開します。

○教育課長（渡邊 甫君）

広見中学校の改築関係につきましては、まだコロナの関係で改築検討委員会を開けておりません。学校運営協議会のほうにつきましても、1学期中はもう中止をするということで、そこはまだできておりません。

それから、仮設の校舎のことも言われたと思うんですけども、そこにつきましては、第1教棟を残して、裏のほうから壊して建てるように今は考えておるんですけども、もし必要であるようでしたら仮設校舎なども考えていきたいとは考えております。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

中山議員さんの質問の中では、建てるものをどのようにやっていくかということのスケジュールと混雑してますので、整理をさせていただきますと、2月の段階で、中学校の改築を表明をさせていただきました。その時点で、なるべく早く、今の状況、教育環境を是正したいという思いから、議員さん方も納得していただいた訳でありますけども、ただ、コロナの関係でどうしても協議というものができなかったことについては御了解いただきたいなど。その代わり、この設計委託の分を今現在組んでおかないと、なかなかある程度の目標としてのあと2年度の改築の完成が難しくなってくるということがありまして、この学校との協議はある程度やってきましたけども、あと外部協議といえますか、関係団体との協議、それから各地域との協議と、申し訳ありません。各団体との協議につきましては、同時並行でやっていきたいというように思いで、今回予算計上をしたところであります。

ですから、今ほど申し上げましたような仮校舎というふうな考え方についても、ある程度いろんな見識の方がいらっしゃるしまして、その方がそのほうが一番いいということであれば、そこで考えなければなりませんけども、現段階で学校、教育委員会、行政、理事者のほうで考えておりますのは、第2教棟以降の裏のほうに造るのが一番いいだろうというふうな判断の基、設計を組んだ訳でありまして、この分で御了解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（山崎 保君）

13ページの6款、1項、2目、18節の先ほど芝議員のほうからも質疑がございましたけれども、もう少し詳しくお聞きをいたしたいと思います。

中でも、復興事業支援補助金1,467万円組まれておりますけれども、多数の補助金事業があって、特に計画としては、町民を巻き込んでの町内事業者の底を引き上げるというふうな企画でやられております、町内店舗のスタンプラリーと飲食事業に対しての応援プロジェクト、この2点について詳しく説明をいただきたいと思います。もう少し課長のほうから、よろしくお願いいたしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長のほうから説明をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

ただいまの御質問のスタンプラリーと、もう一つ、飲みニケーション飲食店応援プロジェクト、2点について御説明をいたします。

まず、スタンプラリーの677万円の計上でございますけれども、これは飲食店の売上げ回復のため、消費者が飲食店に足を運ぶ仕組みというふうなことで考えさせていただいております。専ら店内で飲食をするお店、食堂であったり、レストラン、喫茶店、居酒屋、それからテイクアウトの総菜店、弁当店、鮮魚店、それから酒類、みそ、しょうゆ販売店、それから道の駅と、そういったところをまず一般の町民の皆様が利用していただくことを狙いとしております。落ち込んだそういった飲食店を利用してもらおうというふうなことで、まず、そういったお店に行っていただいて、1,000円以上お買物をしていただいた方につきましては、スタンプをつくようにしております。スタンプが8個集まれば、それを商工会等のほうに持ってきていただくか、送付をしていただくことによって、要は、8,000円の消費で3,000円の商品券を進呈するというふうなことで考えております。もしくは商品券でいきますと、そういった全ての方がそういった商品券を希望されますので、5,000円相当の返礼品をどちらかを選んでいただくというふうなことで考えさせていただいております。

前回、全協のときには御説明した資料とは、若干、変わっておりますけれども、変わった理由といたしましては、商店が補助券等を配るのはなかなか煩雑であるというふうなこともございましたし、そういったものも踏まえて、今回こういった新たな施策としてやらせていただくことにさせていただいたものでございます。

次に、もう1点の飲食店応援事業でございますけれども、これも同じく、売上げが落ち込んだ飲食店を支援していこうというふうなことでございます。これにつきまし

では、1年を通じてといいますか、3月、4月、5月にそれぞれの自治団体に総会とかを予定されとったというふうに思いますけれども、こういったコロナの影響で、そういった催物ができなくなった方が、6月以降、そういったものをまたやろうというふうな計画を出された場合に、そういった宴会といいますか、飲みニケーションに支援をしていこうということでございます。

これにつきましては、5月31日までコロナの警戒期でございましたけれども、縮小期に入った6月1日を基準日といたしまして、6月1日以降にそういった催物が行われましたものについては、支援をしていこうということでございます。

申請する金額でございますけれども、昨年使った費用の少ないもの、要は、昨年10万円を使ってそういった宴会をされとるということになれば、それより低い金額に対して3分の1以内、5万円を限度として支給いたします。

それから、新しくそういった地域のコミュニティ団体が6人以上集まって、そういったことをやられる場合におきましては、3分の1以内の3万円の支給をするということです。それで誰もかれもには支給ができませんので、対象となるコミュニティ団体といたしましては、自治組織、区、組またはこれらに属する団体。それから消防団、自主防災組織。農業団体で言えば農協とか森林組合の関係団体。それから商工業で言えば商工会に所属する商工団体。それから生涯学習団体に体育協会とか文化協会、そういった組織に入っている下部組織。あとまちづくり団体ということで、それぞれコミュニティ等は、町のコミュニティ関係で一緒に地域貢献をされている団体等につきましては、今の対象となるということでやらさせていただいたらということで考えております。

以上です。

○11番（山崎 保君）

コロナウイルスの関係では、感染防止対策はやってこられた訳ですけども、期間的に既に3月ぐらいから3か月以上たっておるということでもありますし、この事業を取り入れて該当者が出たとしても、なかなか期間を限定しないと、引っ張る訳にはなかなかいかんのではないかと思うんですけども、6月からという初期は分かりましたが、感染が収束をするまでなのか、ちょっとそこらも分かっておれば、やっておかないと、前段でもらった方と該当しなかった方というようなことも出るし、そこらもちょうと分かっておれば聞かせていただきたい。

そして今、町民に視点を合わされておるので、そこらのPR、いわゆる町民に周知はどのようにされるのか、やっぱりただ事業として取り入れただけではなかなか結ば

れないだろうと思いますので、周知の方法はどのような方法を考えられておるのか、お聞きをいたしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

スタンプラリーのほうにつきましては、開催時期を決めさせていただいております。7月27日から令和2年11月30日までとさせていただいております。これは、あくまでも、ある程度お店を使っていただくというふうなことが狙いでございますので、コロナがそういった第2波、第3波がない限りには、11月30日までを期限とさせていただいております。

それから、飲みニケーション、飲食店応援プロジェクトでございますけれども、これは6月1日から11月30日までを期限とさせていただいております。それと、PR方法でございますけれども、PR方法につきましては、もう鬼北町の広報であったり、回覧であったり、防災無線であったり、インターネットであったり、そういったものもう全ての機関、そういったものを使わせていただいて、PRさせていただいたと思います。また今度、16日から、各地区で区長会等もございますので、その席でもまた機会があれば、こういった説明もさせていただいたらというふうに考えております。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

いろいろと御心配いただいとると思うんですけども、今回の11月30日の設定というのは、12月になってきますと、今度はそれぞれの令和2年度の各団体の懇親会というものは予算化されておって、その分は使っていただけるだろうという判断のもと、今回の影響による3、4、5の分の各自治組織でやらなかった部分、この部分を11月30日までに1回何とかやっってくださいよというふうな気持ちの考え方であります。

ただ、これに基づいて2回、3回やっていただくのは構わんと思うんですけども、ただ、そのような趣旨のもと、12月になりますと、商工会のほうでは違う、年末シールのほうも出ますので煩雑になるということもあって、11月30日にしたということがあります。

もう1個、スタンプラリーのほうで、8つの店を行かなくてはならないということので、私は、はじめは少し担当課ともいろいろ喧々諤々したんですけども、これは担当

課の思いとして、1業者に何回も何回も行ってしまえば、そこだけになってしまう。やっぱりこれを機会に全町、いろんなところがテイクアウトしたり、自分のところの店でいろいろ創意工夫をしてやっつけていってやる訳ですから、そこを町民の方に見ていただきたいという思いをですね、担当課のほうは思いをもって予算計上してくれておりますので、私もそれは賛成ということで、今回そのような決定をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○11番（山崎 保君）

了解。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号、令和2年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました

日程第20、同意第2号、鬼北町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第20、同意第2号、鬼北町固定資産評価員の選任について、提案理由の説明をいたします。

令和2年4月1日付、職員の人事異動に伴い、町民生活課長を鬼北町固定資産評価

員に選任するため、議会の同意を求めるものであります。

選任いたします固定資産評価員は、住所、鬼北町大字近永 1 1 1 1 番地 1。氏名、谷口浩司。生年月日、昭和 3 8 年 8 月 1 7 日生まれであります。

以上、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑・討論一括して行います。

質疑・討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑・討論なしと認めます。

これから同意第 2 号、鬼北町固定資産評価員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

谷口浩司君に同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（渡邊眞次君）

起立全員です。

したがって、谷口浩司君に同意することに決定しました。

日程第 2 1、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第 2 4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上 4 件を一括議題にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 2 1、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第 2 4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上 4 件を一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付した写しのとおり、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長及び予算常任委員会委員長から所管事務に関する事項の継続調査申出書が提出され、議会運営委員会委員長からは、議長の諮問に係る次の議会の会期、会期の



日程等議会運営の基本に関する事項及びその他の議長の諮問に係る事項についての継続調査申出書が提出されております。

いずれも鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中もなお引き続き調査が実施できるよう所要の事務手続です。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書については、これを申出のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり、許可することに決定しました。

以上で本定例会の会議に付された事件は、全て議了しました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

○町長(兵頭誠亀君)

令和2年第2回鬼北町議会定例会に提案いたしておりました専決処分に伴う条例の一部改正6件、専決処分に伴う一般会計補正予算2件、特別会計補正予算1件、条例の一部改正2件、工事請負契約の締結1件、財産の取得1件、一般会計補正予算1件、同意案件1件につきましては、それぞれ慎重に御審議いただき、原案のとおり議決いただき、誠にありがとうございました。

今回の定例会において議決いただきました予算等につきまして、一つひとつ事務事業を適切かつ慎重に進めてまいりたいと考えております。

さらに、一刻も早く安心して暮らせる鬼北町になることを心から願い、感染防止対策、経済復興対策、心のケア等様々な取組について、議員各位におかれましては、今後とも引き続き御指導、御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

これをもちまして、令和2年第2回鬼北町議会定例会の閉会挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(渡邊眞次君)

最後になりましたが、町民の皆様には、日頃のコロナウイルス対策への御協力に対

し心より感謝申し上げます。

また、町長はじめ職員の皆様のその対策、対応等に多大な御努力・御苦勞をおかけしてありますこと、この場を借りましてお礼申し上げます。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回鬼北町議会定例会を閉会します。

○副議長（福原良夫君）

起立。

礼。

（午後 3時12分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（10番）

鬼北町議会議員（11番）